



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

（当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。）

目 次

規 則	
○ 沖縄県松くい虫の防除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（森林管理課）	1
○ 建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）	1
告 示	
○ 沖縄コンベンションセンターの利用料金の承認（MICE推進課）	5
○ 都市計画事業の変更の認可・2件（道路街路課）	12
公 告	
○ 開発行為に関する工事の完了・12件（南部土木事務所）	12
訓 令	
○ 陳情等処理規程の一部を改正する訓令（広報課）	16
○ 沖縄県道路監理員規程の一部を改正する訓令（道路管理課）	16
○ 沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令（会計課）	17
監査委員事項	
○ 行政監査結果の公表	17

規 則

沖縄県松くい虫の防除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第 4 号

沖縄県松くい虫の防除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県松くい虫の防除に関する条例施行規則（平成14年沖縄県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

	地 域
1	アメリカ合衆国、カナダ、スペイン王国、大韓民国、台湾、中華人民共和国、ポルトガル共和国、メキシコ合衆国
2	北海道を除く都道府県の区域

別表第 2 中「伊江島」の次に「、久米島」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

建築士法の施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第 5 号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和47年沖縄県規則第146号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「、生年月日及び性別」を削る。

第11条第 1 項中「閲覧所を設けるものとする」を「閲覧規程を定めてこれを告示しなければならない」に改め、同条第 2 項を削る。

第22条中「第11条第 1 項」を「第11条」に、「同条第 2 項中「告示する」を「「告示」に、「公示する」を「公示」に改める。

第41条第 1 項中「閲覧所を設けるものとする」を「閲覧規程を定めてこれを告示しなければならない」に改め、同条第 2 項を削る。

第42条中「同条第 1 項中」を削り、「省令第20条の 4 に規定する書類」を「法第23条の 9 第 3 号に掲げる書類（国土交通省令で定める書類に限る。）」に、「同条第 2 項中「告示する」を「「告示」に、「公示する」を「公示」に改める。

第12号様式を次のように改める。

第12号様式（第39条関係）

一級 二級 木級	建築士事務所登録事項変更届
----------------	---------------

下記のとおり登録事項に変更が生じたので、建築士法第23条の 5 の規定により届け出ます。

年 月 日

沖縄県知事

指定事務所登録機関（名称）

殿

建築士事務所	開設者氏名
	名 称
	登 録 番 号
	登録年月日

記

項 目		変 更 前	変 更 後	変更年月日
変 更 事 項	建 築 士 事 務 所	フリガナ 名 称	-----	-----
		所 在 地	〒	〒
		電 話 番 号		
	開 設 者	個 人	フリガナ 名 称	-----
			住 所	〒
		法 人	フリガナ 名 称	-----
			所 在 地	〒
			役 員	別紙 1 「役員名簿」のとおり
	管 理 建 築 士	登 録 種 別		

	登 録 番 号				
	フリガナ 名 称				
	管 理 建 築 士 講 習 を 修 了 し た 年 月 日 及 び 終 了 番 号	/			
	構 造 設 計 一 級 建 築 士 又 は 設 備 設 計 一 級 建 築 士 で あ る 場 合 に あ っ て は、その旨				
	構 造 設 計 一 級 建 築 士 証 又 は 設 備 設 計 一 級 建 築 士 証 の 交 付 番 号				
所属建築士	別紙 2 「所属建築士変更事項」 のとおり				
備考 1 * 欄は、記入しないでください。					* 審査
2 変更事項欄については、変更があった事項のみ記入してください。					

別紙 1

役員名簿

〔記入注意〕

この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。

変 更 前		変 更 後			
フリガナ 氏 名	役 職	フリガナ 氏 名		役 職	生 年 月 日
-----		-----	男・女		年 月 日
-----		-----	男・女		年 月 日
-----		-----	男・女		年 月 日
-----		-----	男・女		年 月 日
-----		-----	男・女		年 月 日
-----		-----	男・女		年 月 日
-----		-----	男・女		年 月 日

			女		
-----		-----	男・女		年 月 日
-----		-----	男・女		年 月 日
-----		-----	男・女		年 月 日
-----		-----	男・女		年 月 日
-----		-----	男・女		年 月 日
-----		-----	男・女		年 月 日
-----		-----	男・女		年 月 日
-----		-----	男・女		年 月 日
-----		-----	男・女		年 月 日
-----		-----	男・女		年 月 日
-----		-----	男・女		年 月 日

別紙2

所属建築士変更事項

新たに所属建築士となった者及び登録情報に変更があった所属建築士

フリガナ 氏 名	一級建築士、 二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都 道府県名（二級 建築士又は木造 建築士の場合）	構造設計一級建 築士又は設備設 計一級建築士で ある場合にあつ ては、その旨	構造設計一級建 築士証又は設備 設計一級建築士 証の交付番号	所属した年月日 又は変更年月日 及び事由
-----						年 月 日
-----						年 月 日
-----						年 月 日

-----						年 月 日
変更後の所属建築士						
一級建築士 名 うち 構造建築一級建築士 名 うち 設備設計一級建築士 名		二級建築士 名		木造建築士 名		

現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

フリガナ氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日又は変更年月日及び事由
-----						年 月 日
-----						年 月 日
-----						年 月 日
-----						年 月 日
変更前の所属建築士						
一級建築士 名 うち 構造建築一級建築士 名 うち 設備設計一級建築士 名		二級建築士 名		木造建築士 名		

備考 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士の欄には、従前に登録された全ての所属建築士について記入し、そのうち所属を外れた建築士について、所属を外れた年月日を記入して下さい。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

沖縄県告示第129号

沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第44号）第15条第 3 項の規定により、次のとおり沖縄コンベンションセンターの利用料金を承認した。

令和 7 年 3 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 沖縄コンベンションセンター
- 2 指定管理者 沖縄コンベンションセンター共同事業体 那覇市久茂地 3 丁目 1 番 1 号
- 3 利用料金の適用年月日 令和 7 年 4 月 1 日
- 4 利用料金の額
 - (1) 施設利用料金

種別	区分	利用料金の額（円）							
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	追加料金（30分間につき）	
		9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～22 時	9 時～17 時	13 時～22 時	9 時～22 時	9 時～22 時	22 時～9 時

展示場 (控室の 等附設 を含む。)	入場料を徴収しない場合		203,760	272,760	272,760	490,320	612,360	710,400	38,880	42,210
	5,000円未満の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		243,960	327,000	327,000	606,000	734,160	984,360	48,840	58,550
	5,000円以上の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		351,310	468,410	468,410	936,830	1,053,930	1,415,520	58,550	58,550
会議場 A 1 (準備室の 等附設 を含む。)	入場料を徴収しない場合		116,410	155,220	155,220	245,160	257,760	327,000	17,880	19,400
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		142,970	190,630	190,630	294,240	309,360	401,160	21,960	23,820
会議場 A 2	入場料を徴収しない場合		32,640	43,520	43,520	69,120	72,960	918,000	5,040	5,440
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		42,900	57,200	57,200	83,040	87,960	120,720	6,600	7,150
会議場 A 3	入場料を徴収しない場合		14,270	19,030	19,030	30,240	31,560	40,320	2,160	2,370
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		18,330	24,440	24,440	36,600	37,800	51,600	2,760	3,050
会議場 B 1	入場料を徴収しない場合		61,230	81,640	81,640	128,280	133,320	172,320	9,360	10,200
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		79,630	106,180	106,180	153,360	159,720	223,800	12,240	13,270
会議場 B 2 (前室の 等附設 を含む。)	入場料を徴収しない場合		32,640	43,520	43,520	65,400	67,920	91,800	5,040	5,440
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		38,800	51,740	51,740	78,000	81,720	109,440	5,880	6,460
会議場 B 3、 会議場 B 4、 会議場 B 5、 会議場 B 6 及び 会議場 B 7	入場料を徴収しない場合	1室につき	20,390	27,190	27,190	41,520	44,040	57,960	3,000	3,390
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	1室につき	24,490	32,650	32,650	50,400	52,800	69,120	3,720	4,080

会 議 場 C 1	入場料を徴収しない場合		24,490	32,650	32,650	51,600	54,120	70,440	3,720	4,080
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		30,610	40,320	40,320	61,560	65,400	86,760	4,680	5,100
会 議 場 C 2	入場料を徴収しない場合		14,270	19,030	19,030	31,560	32,760	41,520	2,160	2,370
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		20,390	25,200	252,000	37,800	40,320	57,960	3,000	3,720
劇 場 ホ ー ル (全 楽 屋、一 リ ハ ル ー サ ル 室、 控 室、等 の 附 帯 施 設 を 含 む。)	入場料を徴収しない場合	平日	71,070	95,220	95,220	179,510	213,320	291,640	14,030	17,590
		土曜日、曜日及び休日	85,670	114,540	114,540	204,810	255,410	333,840	15,870	18,000
	3,000円未満の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	平日	85,670	114,540	114,540	228,960	255,410	356,610	17,020	21,850
		土曜日、曜日及び休日	102,460	137,420	137,420	245,870	306,010	399,970	18,170	22,110
	3,000円以上の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為等を行う場合	平日	107,290	143,400	143,400	256,680	320,500	418,140	19,320	22,110
		土曜日、曜日及び休日	128,910	172,270	172,270	308,540	384,440	501,170	20,470	22,110
リハーサル室（大楽屋2を含む。）			10,100	13,500	13,500	27,100	30,500	44,100	1,200	1,600
パーゴラ、ロビー、エントランスホールその他上記以外の施設			1平方メートル1日につき 390							

備考

- 「平日」とは、月曜日から金曜日まで（2に規定する休日を除く。）をいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。
- 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 会議等の当日以外に、準備、撤去等のため専用して利用する場合における利用料金の額は、この表の区分に従い、次のとおりとする。
 - 展示場については、当該区分に定める利用料金の額に100分の70を乗じた額
 - 劇場ホール又は会議場については、当該区分に定める利用料金の額に100分の50を乗じて得た額
- 4において算出された利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(2) 施設利用超過料金

	超過料金の額（円）
--	-----------

種別	区分		(30分間につき)	
			9 時～22 時	22 時～ 9 時
展示場（控室等の附帯施設を含む。）	入場料を徴収しない場合		40,920	51,120
	5,000円未満の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		64,800	80,640
	5,000円以上の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		70,260	87,820
会議場 A 1（準備室等の附帯施設を含む。）	入場料を徴収しない場合		23,280	29,100
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		28,590	35,740
会議場 A 2	入場料を徴収しない場合		6,520	8,160
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		8,580	10,720
会議場 A 3	入場料を徴収しない場合		2,850	3,560
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		3,660	4,580
会議場 B 1	入場料を徴収しない場合		12,240	15,300
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		15,920	19,900
会議場 B 2（前室等の附帯施設を含む。）	入場料を徴収しない場合		6,520	8,160
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		7,760	9,700
会議場 B 3、会議場 B 4、会議場 B 5、会議場 B 6 及び会議場 B 7	入場料を徴収しない場合	1 室につき	4,070	5,090
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業を行う場合	1 室につき	4,890	6,120
会議場 C 1	入場料を徴収しない場合		4,890	6,120
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		6,000	7,560
会議場 C 2	入場料を徴収しない場合		2,850	3,560
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		3,720	4,680
劇場ホール（全楽屋、リハーサル室、控室等の附帯施設を含む。）	入場料を徴収しない場合	平日	19,090	23,460
		土曜日、日曜日及び休日	21,040	26,910
	3,000円未満の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	平日	24,610	29,320
		土曜日、日曜日及び休日	26,540	31,620
	3,000円以上の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	平日	26,540	33,170
		土曜日、日曜日及び休日	26,540	33,170

リハーサル室（大楽屋 2 を含む。）	2, 000	2, 500
--------------------	--------	--------

(3) 附属設備利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額（円）
基本設備セット	展示場音響照明基本セット	1 式	35, 000
	会議場 A 1 音響基本セット	1 式	30, 000
	会議場 B 1、B 2 音響セット	1 式	30, 000
	移動用音響基本セット	1 式	22, 000
	レクチャーアンプセット	1 式	12, 000
	会議場 A 1 照明基本セット	1 式	20, 000
音響設備	コンデンサー型マイク	1 本	1, 200
	バウンダリーマイク	1 本	1, 200
	ステレオコンデンサーマイク	1 本	2, 600
	録音用コンデンサーマイク	1 本	2, 600
	ダイナミック型マイク	1 本	800
	ワイヤレスマイク	1 本	800
	エレベーターマイク装置	1 台	1, 000
	マイク 3 点吊り装置	1 台	2, 000
	C D プレーヤー	1 台	2, 000
	MD デッキ	1 台	2, 000
	エフェクター類	1 台	1, 200
	仮設音響調整卓	1 台	7, 400
	スピーカー（モニター用）	1 台	2, 000
照明設備	スポットライト（1 k w 未満）	1 台	380
	スポットライト（1 k w 以上）	1 台	650
	ストリップライト（100W×12灯）	1 台	800
	ストリップライト（100W×6灯）	1 台	380
	ローアーホリゾントライト（500W）	1 式	2, 000
	アッパーホリゾントライト	1 式	2, 500
	中アッパーホリゾントライト	1 式	2, 500
	クセノンピンスポットライト（2.0 k w）	1 台	11, 000
	ランプピンスポットライト（650W）	1 台	1, 200
	第 1 サスペンションスポットライト	1 式	1, 200
	第 2 サスペンションスポットライト	1 式	1, 200

	第3サスペンションスポットライト	1式	1,200
	第4サスペンションスポットライト	1式	1,200
	第1フロントサイドスポットライト	1式	1,200
	第2フロントサイドスポットライト	1式	1,200
	第1シーリングスポットライト	1式	2,000
	第2シーリングスポットライト	1式	2,000
	調光ユニット、分岐分電盤	1台	8,000
	効果器関連（エフェクト、ストロボ、ミラーボール、I T O効果器等）。先玉を含む。	各1式	2,000
	クランク式ハイスタンド	1台	800
映写設備	液晶ビデオプロジェクター（8,000ルーメン以上）	1式	60,000
	液晶ビデオプロジェクター（5,000ルーメン以上8,000ルーメン未満）	1式	30,000
	液晶ビデオプロジェクター（5,000ルーメン未満）	1式	17,000
	モニターテレビ（液晶テレビ52型）	1式	2,000
	DVDデッキ（ブルーレイデッキ）	1台	1,200
	常設スクリーン（A1、B1、B2、劇場ホール）	1基	4,600
	移動スクリーン	1式	1,200
	移動組立式スクリーン	1式	4,000
	映写スタンド、AVスタンド	1台	500
同時通訳設備	同時通訳セット（A1常設）	1式	58,000
	同時通訳追加セット（A1常設）	1式	7,000
	同時通訳セット（ポータブル）	1式	58,000
	同時通訳追加セット（ポータブル）	1式	7,400
	誘導無線受信機（イヤホン込）（10台1セット）	1式	7,400
イス・テーブル設備（会議場のイス・テーブル設備を除く。）	イスセット（イス50脚）	1式	4,000
	イス・テーブルセット（テーブル25台・イス75脚）	1式	9,400
	スタッキングチェア	1脚	600
	テーブル	1脚	600
舞台器具	仮設 Horizont 幕（24m×11m）	1台	7,400
	アルミトラス（L-2800）	1本	2,000
	アルミトラス（L-2000）	1本	2,000
	コーナートラス	1本	1,200
	イントレ（3段）	1基	1,000
	高所作業用自走タワー（伸縮15m、20m）（高所作業車）	1台	5,800

	(21m))		
	オーケストラピット	1 台	6,500
	小迫り	1 台	2,000
	音響反射板	1 台	4,500
	紗幕	1 台	2,000
	松羽目	1 台	2,000
	大黒幕	1 台	2,000
	所作台	1 台	500
	地絨	1 台	2,000
	指揮者台（指揮者台用譜面台含む。）	1 台	350
	譜面台	1 台	120
	コントラバス奏者用椅子	1 脚	120
	ドライアイスマシーン	1 台	4,500
	スモークマシーン	1 台	4,500
一般備品	ホワイトボード・黒板	1 式	600
	パーティション（三つ折り型）	1 台	250
	パーティション（自立型）	1 式	2,000
	演台	1 台	2,000
	花台	1 台	500
	司会者台	1 台	1,200
	ポータブルステージ	1 台	800
	仮設ステージ（ユニット式3.3平方メートル）	1 台	3,200
	平台	1 台	250
	金屏風	1 双	3,200
	レーザーポインター	1 本	650
	講演台セット	1 式	2,500
楽器	グランドピアノ（スタインウェイ）（専用イス付き）	1 台	11,500
	グランドピアノ（ヤマハ）（専用イス付き）	1 台	6,000
備考			
1 附属設備利用料金の額は、1 日における利用の額とする。			
2 ピアノの利用料金の額には、調律料は含まない。			
(4) 電気又は水道利用料金			
ア 空調利用料金			
種別		単位	利用料金の額（円）
展示場		1 時間までごとに	21,350

劇場ホール	1時間までごとに	16,350
-------	----------	--------

イ 持込み器具電力利用料金

区分	単位	利用料金の額（円）
電気器具の定格消費電力の合計が3キロワットまでごとに	1日につき	1,250

ウ 水道利用料金

区分	利用料金の額（円）
1立方メートルまでごとに	630

沖縄県告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成28年沖縄県告示第114号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 南風原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・南1号津嘉山中央線
- 3 事業施行期間 平成28年3月4日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成28年沖縄県告示第115号で認可した宮古都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 宮古島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 宮古都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・平5号荷川取線
- 3 事業施行期間 平成28年3月4日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年3月18日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年3月20日 沖縄県指令南土第191号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里大里原71番の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平398番地の27A-34 上原剛
- 5 検査済証番号 令和7年1月31日 N第1661号
- 6 工事完了年月日 令和7年1月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年3月18日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年3月20日 沖縄県指令南土第192号、令和5年5月19日 沖縄県指令南土第291号（変更）、令和5年10月26日 沖縄県指令南土第547号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里大里原71番の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字我那覇63番地1 comforto昭306号 上原卓、豊見城市字我那覇63番地1 comforto昭306号 上原亜季子
- 5 検査済証番号 令和7年1月31日 N第1662号
- 6 工事完了年月日 令和7年1月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年3月18日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年3月19日 沖縄県指令南土第98号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波前原753番3の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字賀数300番地の2 賀数宿舍2棟702号 比嘉充
- 5 検査済証番号 令和7年2月4日 N第1663号
- 6 工事完了年月日 令和7年1月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年3月18日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年6月24日 沖縄県指令南土第293号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字山城山城原75番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市字経塚528番地ガーデンハイツ902 松井裕二
- 5 検査済証番号 令和7年2月4日 N第1664号
- 6 工事完了年月日 令和7年1月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

令和 7 年 3 月 18 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 8 月 8 日 沖縄県指令南土第377号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄東原68番 6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市美原一丁目 8 番 6 号コーポジョイ302 佐藤拓人、沖縄市美原一丁目 8 番 6 号コーポジョイ302 佐藤明
- 5 検査済証番号 令和 7 年 2 月 4 日 N第1665号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年12月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 3 月 18 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 7 月 19 日 沖縄県指令南土第344号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字当銘当銘原123番の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平635番地 1 あらかきアパート 2－C 永山光尚、八重瀬町字東風平635番地 1 あらかきアパート 2－C 永山美佐子
- 5 検査済証番号 令和 7 年 2 月 13 日 N第1666号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 1 月 7 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 3 月 18 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年12月11日 沖縄県指令南土第623号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名久米原346番14及び346番20
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里石嶺町 1 丁目62番地 3 首里住宅 9－301 棚原憲希、那覇市首里石嶺町 1 丁目62番地 3 首里住宅 9－301 棚原ゆう
- 5 検査済証番号 令和 7 年 2 月 13 日 N第1667号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 1 月 18 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 3 月 18 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 6 月 27 日 沖縄県指令南土第303号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字名城兼久原919番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字饒波23番地ネクステージ成101号室 平良さおり、豊見城市字豊見城566番地 8 ドミールとよみ308号 平良光
- 5 検査済証番号 令和 7 年 2 月 14 日 N第1668号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 2 月 3 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 3 月 18 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 12 月 1 日 沖縄県指令南土第601号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字摩文仁屋敷原111番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字摩文仁56番地 永田泰明
- 5 検査済証番号 令和 7 年 2 月 20 日 N第1669号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 2 月 5 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 3 月 18 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 12 月 15 日 沖縄県指令南土第639号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城竿地原766番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字世名城766番地 新城茂幸
- 5 検査済証番号 令和 7 年 2 月 20 日 N第1670号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 10 月 31 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 3 月 18 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 2 月 17 日 沖縄県指令南土第98号、令和 5 年 12 月 27 日 沖縄県指令南土第665号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名久米原346番18及び346番24
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市長田 1 丁目15番15号トケシマンションB 403 新垣匠二
- 5 検査済証番号 令和 7 年 2 月 20 日 N第1671号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 2 月 1 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 3 月 18 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 6 月 13 日 沖縄県指令南土第327号、令和 5 年 12 月 18 日 沖縄県指令南土第646号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字与那原大見武原2677番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小波津600番地 玉那覇健
- 5 検査済証番号 令和 7 年 2 月 20 日 N第1672号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 2 月 17 日

訓 令

沖縄県訓令第 2 号

知 事 部 局

陳情等処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

陳情等処理規程の一部を改正する訓令

陳情等処理規程（昭和59年沖縄県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「あて」を「宛て」に改める。

第 3 条中「関係部局」を「部局（沖縄県部等設置条例（昭和47年沖縄県条例第32号）により設置された公室及び部並びに沖縄県行政組織規則第99条の規定により設置された出納事務局をいう。以下同じ。）」に改める。

第 6 条の見出し中「陳情等処理台帳」の次に「等」を加え、同条中「第 1 号様式」を「様式」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 広報課長は、当月の陳情等の処理状況について翌月の10日までに知事に報告しなければならない。

第 7 条の見出しを「（部局に係る陳情等）」に改め、同条第 1 項中「陳情等を受理した」を「部局に係る陳情等を受理した」に、「部局に」を「部局の文書主管課に」に、「送付しなければならない」を「送付するものとし、他の一部分を所管する部局には当該陳情等の写しを送付するものとする」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「関係部局」を「前項の規定により陳情等の送付を受けた部局」に、「前項の規定により送付された陳情等を受け付けたうえ送付票の 1 部を保管し、他の 1 部を当該陳情等に添付して」を「当該陳情等を受け付け、」に、「配付し」を「配布し」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 8 条を次のように改める。

（行政委員会等に係る陳情等）

第 8 条 広報課長は、行政委員会等（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに企業局及び病院事業局をいう。以下同じ。）に係る陳情等を受理したときは、陳情等処理台帳に登載のうえ陳情等の内容の全部又はその大部分を所管する行政委員会等に係るものについては、当該陳情等を所管の行政委員会等に回送するものとし、他の一部分を所管する行政委員会等には当該陳情等の写しを送付するものとする。

第 9 条を削る。

第10条の見出し中「知事部局」を「部局」に改め、同条第 1 項中「知事部局」を「部局」に、「部局に」を「部局の文書主管課に」に改め、「及び送付票」を削り、「所管する」を「所管する部局又は」に改め、同条第 2 項中「知事部局」を「部局」に、「当該陳情等に回送票を添付して」を「当該陳情等を」に、「所管する部局」を「所管する部局又は行政委員会等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定による陳情等の送付については、第 7 条第 2 項の規定を準用する。

第10条を第 9 条とする。

第11条を削る。

第12条第 1 項中「第 7 条第 3 項」を「第 7 条第 2 項」に、「配付」を「配布」に、「送付票の処理状況欄に所要事項を記載のうえ」を「処理状況について」に改め、同条を第10条とする。

第13条を削る。

第14条中「第 7 条第 3 項」を「第 7 条第 2 項」に、「配付」を「配布」に改め、同条を第11条とする。

第15条中「あて」を「宛て」に改め、同条を第12条とする。

第 2 号様式から第 5 号様式までを削り、第 1 号様式を様式とする。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県訓令第 3 号

土 木 建 築 部

沖縄県道路監理員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県道路監理員規程の一部を改正する訓令

沖縄県道路監理員規程（昭和49年沖縄県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 9 号中「第47条の 4」を「第47条の14」に改め、同条中第10号を第11号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 法第48条第 1 項、第 2 項又は第 4 項（道路保全立体区域内の制限）

第 4 号様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 3 月 18 日から施行する。ただし、第 4 号様式の改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

沖縄県訓令第 3 号

出 納 事 務 局

沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県出納事務局決裁規程（昭和56年沖縄県訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 2 物品管理課の項第 1 号を次のように改める。

1 財務規則の規定に基づき、支出負担行為を伴わない次に掲げる単価契約の締結及びこれに付随する事務を決定すること。

(1) 複合機（複写の機能に加えて、印刷、ファクシミリ送信又はスキャンのうち 1 以上の機能を有する機械をいう。）の使用に係る単価契約

(2) 車両用燃料の調達及び洗車サービスの提供に係る単価契約

(3) 年契物品（常時需要のある共通的な物品であって、物品管理課が単価契約を締結するものをいう。）の購入に係る単価契約

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 2 項の規定により、沖縄県の事務の執行について監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により別冊のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 18 日

沖縄県監査委員	渡 嘉 敷 道 夫
沖縄県監査委員	川 畑 順 義
沖縄県監査委員	又 吉 清 義
沖縄県監査委員	喜 友 名 智 子

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日
に当たるときは休刊とする。)

令和6年度行政監査の結果報告書

令和6年度行政監査の結果報告書

令和7年3月
沖縄県監査委員

目次

第1	行政監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査対象の機関及び公用車	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の実施期間	1
6	監査の実施方法	1
第2	公用車の概要	2
1	本県の公用車の状況	2
(1)	知事部局等	2
(2)	警察本部等	3
2	所有公用車の状況	4
(1)	自動車種別及び部局別所有台数	4
(2)	経過年数	5
(3)	年間走行距離	6
(4)	総走行距離	7
(5)	稼働率	7
(6)	稼働率20%未満の車両について	9
3	借上公用車の状況	10
(1)	自動車種別及び部局別借上台数	10
(2)	契約年数(通算)	11
(3)	年間走行距離	12
(4)	総走行距離	12
(5)	稼働率	13
(6)	稼働率20%未満の車両について	14
(7)	借上料	15
4	公用車の点検及び整備について	17
(1)	車検	17
(2)	定期点検	17
5	自家用車の部局別公務使用状況	18
6	任意保険の加入状況	20
(1)	知事部局等	20
(2)	警察本部等	22
7	燃料単価契約の状況	22
(1)	知事部局等	22
(2)	警察本部等	23
8	安全運転管理の状況	24
(1)	安全運転管理者等の選任状況	24
(2)	安全運転管理者の届出に要した日数等	25

(3) 運行前点検等の部局別実施状況	27
(4) 事故件数及び事故防止への取組状況	28
(5) 事故発生時の対応	30
第3 監査の結果及び所見	31
資料 関係法令（抜粋）	34

第1 行政監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、県の事務の執行について、令和6年度は次のとおり監査を実施した。

- 1 監査のテーマ
「公用車の管理、使用、安全対策及び事故発生時の対応について」
- 2 監査の目的
県では、公務を迅速かつ効率的に遂行するため、多数の公用車を配置しており、維持管理及び購入等に多額の経費を要している。
また、公用車使用時における交通事故等は毎年度相当数発生しており、修理費等の県負担も生じている。
公用車を使用する職員の安全、経費の節減、県民からの信頼性の確保の観点から、公用車が効率的に使用され、また、その管理及び安全対策等が適正に行われることは重要であることから、公用車の適正な管理等について検証し、今後の公用車の管理及び安全対策等に資することを目的として監査を実施した。
- 3 監査対象の機関及び公用車
監査対象機関は県の全機関とした。また監査対象とする公用車は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に県が所有し、又は借り上げている車両とした。
なお、借上げ車両は令和5年度すべての期間を含むリース契約しているものを対象とした。
- 4 監査の着眼点
監査に当たっては、主に次の着眼点に基づき実施した。
○公用車の管理、使用状況は適切か。
○公用車の安全対策は適切か。
○事故発生時の対応は適切か。
- 5 監査の実施期間
令和6年8月から令和7年1月までの間に監査を実施した。
- 6 監査の実施方法
沖縄県の全機関に対し、公用車の所有、借上、安全管理等の状況を調査した。
また、調査結果を踏まえ、活用状況、安全管理等について追加して調査を実施した。
さらに、車両の活用状況を確認するため、定期監査と併せて5機関に対して実地監査を行った。

第2 公用車の概要

1 本県の公用車の状況

(1) 知事部局等

知事部局、議会事務局、教育庁、県立学校、県立学校、各種委員会事務局、企業局、病院事業局（以下「知事部局等」という。）において、所有及び借上により運用管理されている公用車は、表1のとおり、合計978台であり、内訳は所有車両678台、借上車両は300台である。

道路運送車両法第3条に基づく自動車の種別（普通自動車、小型自動車、軽自動車）について見ると、普通自動車が300台、小型自動車が409台、軽自動車が207台、特殊の用途に供する普通自動車及び小型自動車が62台となっている。

表1 自動車種別台数（所有及び借上）（知事部局等）

種別	普通自動車				小型自動車			軽自動車			特殊の用途（普通・小型）	合計
	貨物	乗用(11人 以上)	乗用(10人 以下)	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計		
用途												
所有	39	36	186	261	94	150	244	49	71	120	53	678
借上	5	4	30	39	18	147	165	15	72	87	9	300
合計	44	40	216	300	112	297	409	64	143	207	62	978

※1 表1～表63の各表において、種別、用途は、道路運送車両法等の規定を基に、監査対象車両について監査委員事務局が独自に集計を行ったものである。

※2 各表の構成比の計数は、四捨五入の関係上、内訳の合計と一致しない場合がある。

※3 各表の金額は、円単位である。

また、知事部局等の部局別台数（所有及び借上）は、表2のとおりである。

部局ごとの運用管理台数について多い順に見ると、所有台数及び借上台数の合計が最も多いのは、農林水産部の318台、次に土木建築部の170台、次に保健医療介護部の84台の順となっている。

表2 部局別台数（所有及び借上）（知事部局等）

種別	普通自動車				小型自動車				軽自動車			（特殊・普通・小型） 合計
	貨物	乗用 （11人 以上）	乗用 （10人 以下）	小計	貨物	乗用	小計	小計	貨物	乗用	小計	
知事公室	0	1	6	7	1	4	5	0	0	0	0	21
総務部	0	0	13	13	2	7	9	0	19	19	0	41
企画部	0	0	2	2	0	5	5	0	1	1	0	8
環境部	1	0	9	10	2	2	4	0	4	4	0	18
生活福祉部	0	0	6	6	2	9	11	3	31	34	0	51
こども未来部	0	1	7	8	0	12	12	1	10	11	0	31
保健医療介護部	1	0	17	18	1	41	42	1	20	21	3	84
農林水産部	15	1	74	90	68	83	151	43	33	76	1	318
商工労働部	4	0	8	12	1	22	23	1	0	1	0	36
文化観光スポーツ部	1	0	2	3	0	9	9	0	0	0	0	12
土木建築部	7	0	41	48	10	66	76	0	15	15	31	170
出納事務局	0	1	11	12	0	0	0	0	0	0	0	12
議会事務局	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	3
教育庁	1	0	7	8	1	14	15	1	0	1	0	24
県立学校	10	35	3	48	15	1	16	5	0	5	4	73
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業局	4	0	4	8	7	15	22	2	1	3	8	41
病院事業局	0	0	4	4	2	7	9	7	9	16	6	35
合計	44	40	216	300	112	297	409	64	143	207	62	978

(2) 警察本部等

警察本部、警察署（以下「警察本部等」という。）において、所有及び借上により運用管理されている公用車は、表3のとおり、合計1,027台であり、内訳は所有車両1,013台、借上車両は14台である。

所有車両1,013台のうち、警察法に基づき国庫により支弁されている警察用車両は879台となっている。

道路運送車両法第3条に基づく自動車の種別（普通自動車、小型自動車、軽自動車）について見ると、普通自動車が238台、小型自動車が363台、軽自動車が61台、特殊の用途に供する普通自動車及び小型自動車が355台、小型特殊自動車及び原動機付自転車（原付）が10台となっている。

表 3 自動車種別台数（所有及び借上）（警察本部等）

種別	普通自動車			小型自動車					軽自動車			特殊の 族自動車 用差 (普通・ 小型)	小型特 族自動車 原 動機付 自転車	合計	
	貨物	乗用(11 人以上)	小計	貨物	乗用	二輪	小計	貨物	乗用	二輪	小計				
所有	41	12	182	235	43	281	36	360	17	5	34	56	352	10	1,013
(うち国庫)	(38)	(12)	(155)	(205)	(28)	(265)	(31)	(324)	(1)	(0)	(19)	(20)	(330)	(0)	(879)
借上	0	0	3	3	0	3	0	3	0	5	0	5	3	0	14
合計	41	12	185	238	43	284	36	363	17	10	34	61	355	10	1,027

2 所有公用車の状況

(1) 自動車種別及び部局別所有台数

知事部局等の自動車種別及び部局別所有台数は、表 4 のとおりである。

知事部局等の所有車両 678 台のうち、最も多い自動車の種別は普通自動車の 261 台である。次に多いのは小型自動車の 244 台、軽自動車の 120 台の順となっている。

知事部局等において、所有台数が最も多い部局は、農林水産部 237 台である。次に多い部局が県立学校 68 台、土木建築部 67 台の順となっている。

表 4 自動車種別及び部局別所有台数（知事部局等）

種別	普通自動車				小型自動車				軽自動車				（特殊・小型用途）	合計
	貨物	乗用（11人以上）	乗用（10人以下）	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計				
用途														
知事公室	0	1	6	7	1	2	3	0	0	0	0	8	18	
総務部	0	0	12	12	2	6	8	0	6	6	0	26		
企画部	0	0	2	2	0	1	1	0	0	0	0	3		
環境部	0	0	9	9	2	2	4	0	0	0	0	13		
生活福祉部	0	0	6	6	2	8	10	3	15	18	0	34		
こども未来部	0	1	6	7	0	7	7	0	7	7	0	21		
保健医療介護部	1	0	17	18	1	29	30	1	13	14	3	65		
農林水産部	14	1	60	75	58	40	98	36	27	63	1	237		
商工労働部	4	0	6	10	1	10	11	0	0	0	0	21		
文化観光スポーツ部	1	0	2	3	0	7	7	0	0	0	0	10		
土木建築部	4	0	34	38	2	4	6	0	0	0	23	67		
出納事務局	0	1	9	10	0	0	0	0	0	0	0	10		
議会事務局	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	3		
県立学校	1	0	5	6	1	14	15	1	0	1	0	22		
県立学校	10	31	3	44	15	1	16	4	0	4	4	68		
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
人事委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
労働委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企業局	4	0	4	8	7	15	22	2	0	2	8	40		
病院事業局	0	0	3	3	2	4	6	2	3	5	6	20		
合計	39	36	186	261	94	150	244	49	71	120	53	678		

警察本部等については、表 5 のとおりである。

警察本部等の所有車両 1,013 台のうち、最も多い自動車の種別は小型自動車の 352 360 台である。次に多いのは特殊の用途に用いる普通自動車及び小型自動車の 352 台、普通自動車の 235 台の順となっている。

表 5 自動車種別及び所有台数（警察本部等）

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			特殊の用途(普通・小型)	合計				
	貨物	乗用(11人以上)	乗用(10人以下)	小計	貨物	乗用	二輪	小計	貨物			乗用	二輪	小計	
用途															
警察本部等	41	12	182	235	43	281	36	360	17	5	34	56	352	10	1013

(2) 経過年数

知事部局等の所有車両 678 台の経過年数別台数は、表 6 のとおりである。
登録年からの経過年数を見ると、最も多いのは「12 年以上」の 237 台（35.0%）である。次に多いのは「3 年未満」の 169 台（24.9%）、「3 年以上 6 年未満」の 101 台（14.9%）の順となっている。

表 6 経過年数別台数（知事部局等）

種別	普通自動車				小型自動車				軽自動車				(特殊・小 型用途)	合計	構 成 比
	貨物	乗用 (11人 以上)	乗用 (10人 以下)	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計					
用途															
3年未満	1	10	123	134	12	4	16	14	2	16	3	169	24.9%		
3年以上6年未満	7	3	8	18	17	21	38	12	22	34	11	101	14.9%		
6年以上9年未満	1	6	12	19	7	22	29	3	16	19	9	76	11.2%		
9年以上12年未満	7	5	12	24	11	32	43	11	7	18	10	95	14.0%		
12年以上	23	12	31	66	47	71	118	9	24	33	20	237	35.0%		
合計	39	36	186	261	94	150	244	49	71	120	53	678	100.0%		

警察本部等の所有車両 1,013 台については、表 7 のとおりである。

登録年からの経過年数を見ると、最も多いのが「12 年以上」の 334 台（33.0%）である。次に多いのが「3 年以上 6 年未満」の 198 台（19.5%）、「6 年以上 9 年未満」の 189 台（18.7%）の順となっている。

表 7 経過年数別台数（警察本部等）

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車				特殊の用途（普通・小型）	原動機付自転車	合計	構成比		
	貨物	乗用（11人（10人以上）以下）	乗用小計	貨物	乗用小計	二輪	乗用小計	貨物	乗用小計	二輪					乗用小計	
3年未満	7	0	31	3	27	6	36	0	0	7	48	0	129	12.7%		
3年以上6年未満	6	1	18	25	12	44	6	62	5	0	11	16	94	1	198	19.5%
6年以上9年未満	3	2	18	23	13	74	8	95	3	1	5	9	61	1	189	18.7%
9年以上12年未満	8	0	49	57	5	34	12	51	2	2	5	9	45	1	163	16.1%
12年以上	17	9	66	92	10	102	4	116	7	2	6	15	104	7	334	33.0%
合計	41	12	182	235	43	281	36	360	17	5	34	56	352	10	1,013	100.0%

(3) 年間走行距離

知事部局等の所有車両 678 台の年間走行距離は、表 8 のとおりである。
年間走行距離として最も多いのは、「1,000 km以上 5,000 km未満」の 314 台（46.3 %）で、次に多いのは「5,000 km以上 10,000 km未満」の 181 台（26.7 %）であり、この 2 区分で 73.0 %となっている。

表 8 年間走行距離（知事部局等）

	500km 未満	500km 以上 1,000km 未満	1,000km 以上 5,000km 未満	5,000km 以上 10,000km 未満	10,000km 以上 20,000km 未満	20,000km 以上 30,000km 未満	30,000km 以上	合計
所有台数	79	42	314	181	56	6	0	678
構成比(%)	11.7	6.2	46.3	26.7	8.3	0.9	0	100.0

警察本部等の所有車両 1,013 台の年間走行距離は、表 9 のとおりである。
年間走行距離として最も多いのは、「5,000 km以上 10,000 km未満」の 299 台（29.5 %）で、次に多いのは「1,000 km以上 5,000 km未満」の 288 台（28.4 %）であり、この 2 区分で 57.9 %となっている。

表 9 年間走行距離（警察本部等）

	500km 未満	500km 以上 1,000km 未満	1,000km 以上 5,000km 未満	5,000km 以上 10,000km 未満	10,000km 以上 20,000km 未満	20,000km 以上 30,000km 未満	30,000km 以上	合計
所有台数	86	44	288	299	195	46	55	1,013
構成比(%)	8.5	4.3	28.4	29.5	19.2	4.5	5.4	100.0

(4) 総走行距離

知事部局等の所有車両 678 台の総走行距離は、表 10 のとおりである。
総走行距離を見ると、最も多いものが「10,000 km以上 50,000 km未満」の 218 台（32.2 %）で、次いで「10,000 km未満」の 183 台（27.0 %）でこの 2 区分で 59.1 %となっている。

表 10 総走行距離（知事部局等）

	10,000km 未満	10,000km 以上 50,000km 未満	50,000km 以上 100,000km 未満	100,000km 以上 200,000km 未満	200,000km 以上 300,000km 未満	300,000km 以上	合計
所有台数	183	218	149	114	13	1	678
構成比(%)	27.0	32.2	22.0	16.8	1.9	0.1	100.0

警察本部等の所有車両 1,013 台の総走行距離は、表 11 のとおりである。
総走行距離を見ると、最も多いものが「100,000 km以上 200,000 km未満」の 288 台（28.4 %）で、次いで「10,000 km以上 50,000 km未満」の 277 台（27.3 %）でこの 2 区分で 55.8 %となっている。また、「300,000 km以上」のものも 19 台（1.9 %）ある。

表 11 総走行距離（警察本部等）

	10,000km 未満	10,000km 以上 50,000km 未満	50,000km 以上 100,000km 未満	100,000km 以上 200,000km 未満	200,000km 以上 300,000km 未満	300,000km 以上	合計
所有台数	98	277	229	288	102	19	1,013
構成比(%)	9.7	27.3	22.6	28.4	10.1	1.9	100.0

(5) 稼働率

ア 所有車両 1 台あたり年間稼働日数及び平均稼働率
所有車両 1 台あたり年間稼働日数及び平均稼働率は、表 12 のとおりである。
公用車の稼働日数を令和 5 年度開庁日数（242 日）で除して算出した割合を平均稼働率と定義した。知事部局等の所有車両 678 台の全稼働日数は 91,163 日であり、1 台あたり年間稼働日数は 134.5 日、平均稼働率は 55.6 %である。
また警察本部等の所有車両 1,013 台の全稼働日数は 151,683 日であり、1 台あたり年間稼働日数は 149.7 日、平均稼働率は 61.9 %となっている。

表 12 1 台あたり年間稼働日数及び平均稼働率

	稼働日数(a)	台数(b)	年間稼働日数/台 (a)/(b)＝(c)	平均稼働率(%) (c)/242日*100
知事部局等	91,163	678	134.5	55.6
警察本部等	151,683	1,013	149.7	61.9

イ 稼働率の分布

知事部局等所有車両の稼働率分布状況は、表 13 のとおりである。
知事部局等の所有車両 678 台について、稼働率の分布状況を見ると、最も多いのが「40%以上 60%未満」の 168 台（24.8%）となっている。次に多いのが「60%以上 80%未満」の 167 台（24.6%）、「80%以上」の 142 台（20.9%）の順となっている。

表 13 稼働率分布状況（所有）（知事部局等）

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			（普通・特殊・小型用型通車）	合計	構成比	
	貨物 （11人 以上）	乗用 （10人 以下）	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計				
20%未満	12	4	28	44	9	8	17	1	3	4	11	76	11.2%
20%以上・40%未満	9	4	50	63	17	31	48	5	4	9	5	125	18.4%
40%以上・60%未満	8	1	38	47	30	50	80	14	21	35	6	168	24.8%
60%以上・80%未満	5	1	52	58	20	37	57	18	29	47	5	167	24.6%
80%以上	5	26	18	49	18	24	42	11	14	25	26	142	20.9%
合計	39	36	186	261	94	150	244	49	71	120	53	678	100.0%

警察本部等については、表 14 のとおりである。
警察本部等の所有車両 1,013 台について、稼働率の分布状況を見ると、最も多いのが「80%以上」の 407 台（40.2%）となっている。次に多いのが「60%以上 80%未満」の 161 台（15.9%）、「40%以上 60%未満」が 155 台（15.3%）の順となっている。

表 14 稼働率分布状況（所有）（警察本部等）

種別	普通自動車				小型自動車				軽自動車				特殊の 用途 (普通・ 小型)	合計	構 成 比		
	用途	貨物	乗用 (11人 以上)		小計	貨物	乗用	二輪	小計	貨物	乗用	二輪				小計	
20%未満		15	6	9	30	5	8	12	25	0	0	14	69	6	144	14.2%	
20%以上40%未満		14	2	43	59	17	23	6	46	2	0	13	15	24	2	146	14.4%
40%以上60%未満		3	2	41	46	10	55	11	76	3	2	5	10	23	0	155	15.3%
60%以上80%未満		4	1	41	46	2	69	2	73	1	1	0	2	39	1	161	15.9%
80%以上		5	1	48	54	9	126	5	140	11	2	2	15	197	1	407	40.2%
合計		41	12	182	235	43	281	36	360	17	5	34	56	352	10	1,013	100.0%

(6) 稼働率 20%未満の車両について

知事部局等の稼働率 20%未満の所有車両台数は、表 15 のとおりである。
稼働率が 20%未満となっている知事部局等の所有車両 76 台について、その理由を見ると、最も多いのは、「その他」の 38 台（50.0%）、次に多いのが「特殊用途」23 台（30.3%）、「故障（当面使用）」7 台（9.2%）の順となっている。

「その他」の内容として、令和 6 年 2 月又は 3 月に取得したことによるもの（11 台）が最も多いほか、老朽化による廃車によるもの、離島において使用するもの、マニピュル車のため等との理由であった。

なお、表 15 の故障（廃車済み）は令和 6 年 10 月末日時点である。

表 15 稼働率 20%未満の所有車両台数（知事部局等）

種別	普通自動車					小型自動車				軽自動車			（特殊・普通・小型用型通車）	合計	構成比
	用途	貨物	乗用（11人以上）	乗用（10人以下）	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計				
故障	特殊用途	7	2	0	9	3	1	4	0	0	0	10	23	30.3%	
	廃車済み	0	0	0	0	0	1	1	0	3	3	0	4	5.3%	
	廃車予定	0	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0	4	5.3%	
	当面使用	3	0	1	4	2	0	2	0	0	0	1	7	9.2%	
その他		2	2	25	29	4	4	8	1	0	1	0	38	50.0%	
	合計	12	4	28	44	9	8	17	1	3	4	11	76	100.0%	

警察本部等の稼働率については、表 16 のとおりである。

稼働率が 20%未満となっている警察車両 144 台について、その理由を見ると、最も多いのは「特殊用途」の 82 台（56.9%）、次に多いのが「その他」の 30 台（20.8%）、「故障（廃車予定）」の 25 台（17.4%）となっている。

「その他」の内容としては、老朽化等による廃車（13 台）によるものが最も多いほか、令和 6 年 3 月から使用を開始したため等の理由であった。

なお、表 16 の故障（廃車済み）は令和 6 年 10 月末日時点である。

表 16 稼働率 20%未満の所有車両台数（警察本部等）

種別	普通自動車					小型自動車					軽自動車				特殊の 自動車 （白証 適用 普通 小型）	合計	構成 比
	貨物	乗用 （11人 以上）	乗用 （10人 以下）	小計	貨物	乗用	二輪	小計	貨物	乗用	二輪	小計					
用途	特殊用途	13	5	4	22	3	1	9	13	0	0	11	33	3	82	56.9%	
	故障	廃車済み	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	3	2.1%	
		廃車予定	1	0	1	2	1	4	1	6	0	1	1	16	0	25	17.4%
		当面使用	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	1	1	4	2.8%
その他		1	0	4	5	1	2	2	5	0	0	1	17	2	30	20.8%	
合計		15	6	9	30	5	8	12	25	0	0	14	69	6	144	100.0%	

3 借上公用車の状況

(1) 自動車種別及び部局別借上台数

知事部局等の自動車種別及び部局別借上台数は、表 17 のとおりである。

知事部局等の借上車両 300 台のうち、最も多い自動車の種別は小型自動車の 165 台となっている。次に多いのは軽自動車の 87 台、普通自動車の 39 台の順となっている。

知事部局等において、借上台数が最も多い部局は土木建築部で 103 台である。次に、農林水産部 81 台、保健医療介護部 19 台の順となっている。

表 17 自動車種別及び部局別借上台数（知事部局等）

種別	普通自動車				小型自動車				軽自動車			合計
	貨物	乗用 (11人 以上)	乗用 (10人 以下)	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計	小計	
知事公室	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3
総務部	0	0	1	1	0	1	1	0	13	13	0	15
企画部	0	0	0	0	0	4	4	0	1	1	0	5
環境部	1	0	0	1	0	0	0	0	4	4	0	5
生活福祉部	0	0	0	0	0	1	1	1	0	16	0	17
こども未来部	0	0	1	1	0	5	5	1	3	4	0	10
保健医療介護部	0	0	0	0	0	12	12	0	7	7	0	19
農林水産部	1	0	14	15	10	43	53	7	6	13	0	81
商工労働部	0	0	2	2	0	12	12	1	0	1	0	15
文化観光スポーツ部	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2
土木建築部	3	0	7	10	8	62	70	0	15	15	8	103
出納事務局	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育庁	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2
県立学校	0	4	0	4	0	0	0	1	0	1	0	5
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業局	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1
病院事業局	0	0	1	1	0	3	3	5	6	11	0	15
合計	5	4	30	39	18	147	165	15	72	87	9	300

警察本部等については、表 18 のとおりである。

警察本部等の借上車両は 14 台であり、軽自動車が 5 台で、普通自動車、小型自動車それぞれ 3 台である。

表 18 自動車種別及び借上台数（警察本部等）

種別	普通自動車				小型自動車				軽自動車			合計
	貨物	乗用 (11人 以上)	乗用 (10人 以下)	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計	特殊の 用途・ (普通・ 小型)	
警察本部等	0	0	3	3	0	3	0	3	0	5	0	14

(2) 契約年数（通算）

知事部局等の契約年数別借上台数は、表 19 のとおりである。

知事部局等の借上車両 300 台の契約年数（通算）を見ると、5 年未満の契約となっているものが 127 台（42.3%）、5 年以上の契約となっているものが 173 台（57.7%）である。

表 19 契約年数別 借上台数（知事部局等）

種別	普通自動車				小型自動車				軽自動車			構成 比
	貨物	乗用 (11人 以上)	乗用 (10人 以下)	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計	合計	
5年未満	0	0	12	12	10	42	52	9	50	59	4	42.3%
5年以上	5	4	18	27	8	105	113	6	22	28	5	57.7%
合計	5	4	30	39	18	147	165	15	72	87	9	100.0%

警察本部等については、表 20 のとおりである。

警察本部等の借上車両 14 台については、5 年以上の契約となっているものは特殊の用途 2 台（14.3%）のみで、残りの 12 台（85.7%）は 5 年未満の契約である。

表 20 契約年数別 借上台数（警察本部等）

種別	普通自動車				小型自動車				軽自動車			構成 比
	貨物	乗用 (11人 以上)	乗用 (10人 以下)	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計	合計	
5年未満	0	0	3	3	0	3	3	0	5	5	1	85.7%
5年以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	14.3%
合計	0	0	3	3	0	3	3	0	5	5	3	100.0%

(3) 年間走行距離

知事部局等の借上車両 300 台の年間走行距離は、表 21 のとおりである。
年間走行距離として最も多いのは、「1,000 km以上 5,000 km未満」の 158 台 (52.7 %) で、次に多いのは「5,000 km以上 10,000 km未満」の 108 台 (36.0%) であり、この 2 区分で 88.7% となっている。

表 21 年間走行距離 (知事部局等)

	500km 未満	500km 以上 1,000km 未満	1,000km 以上 5,000km 未満	5,000km 以上 10,000km 未満	10,000km 以上 20,000km 未満	20,000km 以上 30,000km 未満	30,000km 以上	合計
借上台数	2	4	158	108	18	5	5	300
構成比 (%)	0.7	1.3	52.7	36.0	6.0	1.7	1.7	100.0

警察本部等の借上車両 14 台については、表 22 のとおりである。

年間走行距離として最も多いのは、「10,000 km以上 20,000 km未満」の 6 台 (42.9 %) で、次に多いのは「500 km以上 1,000 km未満」及び「20,000 km以上 30,000 km未満」の 3 台 (21.4%) である。

表 22 年間走行距離 (警察本部等)

	500km 未満	500km 以上 1,000km 未満	1,000km 以上 5,000km 未満	5,000km 以上 10,000km 未満	10,000km 以上 20,000km 未満	20,000km 以上 30,000km 未満	30,000km 以上	合計
借上台数	0	3	0	1	6	3	1	14
構成比 (%)	0.0	21.4	0.0	7.1	42.9	21.4	7.1	100.0

(4) 総走行距離

知事部局等の借上車両 300 台の総走行距離は、表 23 のとおりである。
総走行距離を見ると、最も多いものが「10,000 km以上 50,000 km未満」の 192 台 (64.0%) で、次いで「10,000 km未満」の 88 台 (29.3%) でこの 2 区分で 93.3% となっている。

表 23 総走行距離 (知事部局等)

	10,000km 未満	10,000km 以上 50,000km 未満	50,000km 以上 100,000km 未満	100,000km 以上 200,000km 未満	200,000km 以上 300,000km 未満	300,000km 以上	合計
借上台数	88	192	14	5	0	1	300
構成比 (%)	29.3	64.0	4.7	1.7	0.0	0.3	100.0

警察本部等の借上車両 14 台については、表 24 のとおりである。

総走行距離を見ると、最も多いものが「10,000 km以上 50,000 km未満」の 11 台 (78.6 %) で、次いで「10,000 km未満」の 3 台 (21.4%) でこの 2 区分のみであった。

表 24 総走行距離 (警察本部等)

	10,000km 未満	10,000km 以上 50,000km 未満	50,000km 以上 100,000km 未満	100,000km 以上 200,000km 未満	200,000km 以上 300,000km 未満	300,000km 以上	合計
借上台数	3	11	0	0	0	0	14
構成比 (%)	21.4	78.6	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(5) 稼働率

ア 借上車両 1 台あたり年間稼働日数及び平均稼働率

借上車両 1 台あたり年間稼働日数及び平均稼働率は、表 25 のとおりである。
知事部局等の借上車両 300 台の全稼働日数は 44,893 日であり、1 台あたり年間稼働日数は 149.6 日、令和 5 年度開庁日数 (242 日) で除した平均稼働率は 61.8 % である。

また、警察本部等の借上車両 14 台の全稼働日数は 2,697 日であり、1 台あたり年間稼働日数は 192.6 日、開庁日数で除した平均稼働率は 79.6% である。

表 25 1 台あたり年間稼働日数及び平均稼働率

	稼働日数(a)	台数(b)	年間稼働日数/台 (a)/(b)=(c)	平均稼働率 (%) (c)/242日*100
知事部局等	44,893	300	149.6	61.8
警察本部等	2,697	14	192.6	79.6

イ 稼働率の分布

知事部局等の借上車両 300 台の稼働率分布状況は、表 26 のとおりである。
稼働率の分布状況を見ると、最も多いのが「60%以上 80%未満」の 101 台 (33.7 %) となっている。次に多いのが「40%以上 60%未満」の 87 台 (29.0%)、「80%以上」の 61 台 (20.3%) の順となっている。

表 26 稼働率分布状況（借上）（知事部局等）

種別	普通自動車				小型自動車				軽自動車			（普通・特殊・小型の合計）	構成比
	貨物	乗用（11人以上）	乗用（10人以下）	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計			
用途	20%未満	0	2	2	4	1	5	6	1	0	1	12	4.0%
	20%以上40%未満	0	1	4	5	3	26	29	1	3	4	39	13.0%
	40%以上60%未満	2	0	10	12	3	50	53	2	20	22	87	29.0%
	60%以上80%未満	0	1	10	11	4	48	52	2	34	36	101	33.7%
	80%以上	3	0	4	7	7	18	25	9	15	24	61	20.3%
合計	5	4	30	39	18	147	165	15	72	87	9	300	100.0%

警察本部等の稼働率の借上車両 14 台については、表 27 のとおりである。
稼働率の分布状況を見ると、最も多いのが「80%以上」の 8 台（57.1%）、次に多いのが「60%以上 80%未満」の 3 台（21.4%）の順となっている。

表 27 稼働率分布状況（借上）（警察本部等）

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			特殊の用途 (普通・小型)	小型特殊自動車	合計	構成比	
	貨物	乗用 (11人 (10人以上) 以下)	乗用 (10人 (9人以下) 以下)	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計					
用途	20%未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	7.1%
	20%以上40%未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	7.1%
	40%以上60%未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	7.1%
	60%以上80%未満	0	0	0	0	1	1	0	2	2	0	0	3	21.4%
	80%以上	0	0	3	3	0	2	2	0	3	3	0	8	57.1%
合計	0	0	3	3	0	3	0	3	0	5	3	0	14	100.0%

(6) 稼働率 20%未満の車両について

知事部局等の稼働率が 20%未満の借上車両台数は、表 28 のとおりである。
稼働率が 20%未満となっている知事部局等の借上車両 12 台について、その理由を見ると、「その他」が 11 台（91.7%）、「特殊用途」1 台（8.3%）となっている。
「その他」の内容としては、西表島、南北大東島において使用するもの（4 台）等の理由であった。

表 28 稼働率 20%未満の借上車両台数（知事部局等）

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			(特殊・乗用の小計)	構成比		
	貨物	乗用 (11人 以上)	乗用 (10人 以下)	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用			小計	
用途													
特殊用途	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8.3%	
その他	0	2	2	4	1	5	6	1	0	1	0	11	91.7%
合計	0	2	2	4	1	5	6	1	0	1	1	12	100.0%

警察本部等の稼働率が 20%未満の借上車両台数は、表 29 のとおりである。
警察車両については、「特殊用途」が 1 台のみとなっており、運転免許試験に使用する車両となっている。

表 29 稼働率 20%未満の借上車両（警察本部等）

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			（特殊・小型の合計）	構成比		
	貨物	乗用（11人以上）	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計				
用途													
特殊用途	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	100%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	100.0%

(7) 借上料

ア 借上料合計

知事部局等、警察本部等の借上料合計は、それぞれ表 30、表 31 のとおりである。令和 5 年度の知事部局等における借上車両 300 台の借上料合計は、143,132,766 円、警察本部等における借上車両 14 台の借上料合計は、13,493,040 円である。

表 30 借上料合計（知事部局等）

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			特殊の用途（普通・小型）	合計
	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)	台数(a)		
知事部局等	39	28,808,636	165	79,319,060	87	25,990,040	9	9,015,030	300		143,132,766

表 31 借上料合計（警察本部等）

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			特殊の用途（普通・小型）	合計
	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)	台数(a)		
警察本部等	3	3,036,000	3	2,178,000	5	3,300,000	3	4,979,040	14		13,493,040

イ 1 台あたり借上料（種別、用途別、契約年数別）（知事部局等）
知事部局等の借上車両 300 台について、自動車の種類・用途別及び契約年数別に 1 台あたり借上料を算出した。

普通自動車の 1 台あたり借上料は、表 32 のとおりである。

普通自動車の乗用（10 人以下）について見ると、契約年数 5 年未満が 12 台、1 台あたり借上料は 715,660 円である。契約年数 5 年以上は 18 台、1 台あたり借上料は 676,153 円である。

表 32 1 台あたり借上料（普通自動車）

用途		貨物						乗用(11人以上)					
		5年未満			5年以上			5年未満			5年以上		
契約年数	項目	台数(a)	借上料(b)	(b)/(a)	台数(a)	借上料(b)	(b)/(a)	台数(a)	借上料(b)	(b)/(a)	台数(a)	借上料(b)	(b)/(a)
	合計	0	0	0	5	3,242,516	648,503	0	0	0	4	4,807,440	1,201,860

用途		乗用(10人以下)					
		5年未満			5年以上		
契約年数	項目	台数(a)	借上料(b)	(b)/(a)	台数(a)	借上料(b)	(b)/(a)
	合計	12	8,587,920	715,660	18	12,170,760	676,153

小型自動車の 1 台あたり借上料は、表 33 のとおりである。

小型自動車の乗用について見ると、契約年数 5 年未満が 42 台、1 台あたり借上料は 486,973 円である。契約年数 5 年以上は 105 台、1 台あたり借上料は 465,784 円である。

表 33 1 台あたり借上料（小型自動車）

用途		貨物						乗用					
		5年未満			5年以上			5年未満			5年以上		
契約年数	項目	台数(a)	借上料(b)	(b)/(a)	台数(a)	借上料(b)	(b)/(a)	台数(a)	借上料(b)	(b)/(a)	台数(a)	借上料(b)	(b)/(a)
	合計	10	5,745,144	574,514	8	4,213,694	526,712	42	20,452,880	486,973	105	48,907,342	465,784

軽自動車の 1 台あたり借上料は、表 34 のとおりである。

軽自動車の乗用について見ると、契約年数 5 年未満は 50 台、1 台あたり借上料は 292,915 円である。契約年数 5 年以上は 22 台、1 台あたり借上料は 293,333 円となっている。

表 34 1 台あたり借上料（軽自動車）

用途		貨物						乗用					
		5年未満			5年以上			5年未満			5年以上		
契約年数	項目	台数(a)	借上料(b)	(b)/(a)	台数(a)	借上料(b)	(b)/(a)	台数(a)	借上料(b)	(b)/(a)	台数(a)	借上料(b)	(b)/(a)
	合計	9	3,073,320	341,480	6	1,817,640	302,940	50	14,645,760	292,915	22	6,453,320	293,333

特殊の用途に用いる普通及び小型自動車の 1 台あたり借上料は、表 35 のとおりとなっており、契約年数 5 年未満は 4 台、1 台あたり借上料は 1,188,990 円である。契約年数 5 年以上は 5 台、1 台あたり借上料は 851,814 円である。

表 35 1 台あたり借上料（特殊の用途）

契約年数		5年未満			5年以上		
		台数(a)	借上料(b)	(b)/(a)	台数(a)	借上料(b)	(b)/(a)
	合計	4	4,755,960	1,188,990	5	4,259,070	851,814

4 公用車の点検及び整備について

(1) 車検

自動車検査証の有効期間の満了後も自動車を使用しようとするときは、道路運送車両法第 62 条の規定に基づく継続検査（いわゆる車検）を受けなければならないとされている。

令和 5 年度において、知事部局等、警察本部等の公用車を保有する機関について は、継続検査を受けずに公用車を使用している機関は確認されなかった。

(2) 定期点検

道路運送車両法第 48 条の規定により、「自動車の使用者は、自動車の種別や用途等に応じて、定められた期間ごとに自動車を点検しなければならない」とされている。知事部局等の定期点検の実施状況は、表 36 のとおりである。

令和 5 年度の定期点検の実施状況を見ると、公用車 978 台のうち、131 台（13.4 %）が実施されていなかった。

表 36 定期点検の実施状況（知事部局等）

区分	実施している		実施していない		合計
	台数	847	131	978	
知事部局等	構成比(%)	86.6	13.4	100.0	

定期点検を実施していない理由は、表 37 のとおりである。

定期点検を実施していない 131 台について、定期点検を実施していない理由で最も多いのが「予算が不足していたため」の 54 台である。次に多いのが「必要だと認識していなかったため」の 36 台で、合理的な理由である「令和 5 年度に購入し点検の必要がなかったため」は 24 台となっている。

表 37 定期点検を実施していない理由（知事部局等）

車両数	理由			
	令和5年度に購入(登録)し点検の必要がなかったため	予算要求をしておらず予算が不足していたため	必要だと認識していなかったため	その他
131	24	54	36	17

警察本部等については、表 38 のとおりである。

令和 5 年度の定期点検の実施状況を見ると、公用車 1,027 台のうち、832 台（81.0 %）が実施されていなかった。

表 38 定期点検の実施状況（警察本部等）

警察本部等	区分	実施している	実施していない	合計
	台数 構成比(%)	195 19.0	832 81.0	1,027 100.0

定期点検を実施していない理由は、表 39 のとおりである。

定期点検を実施していない 832 台について、定期点検を実施していない理由はすべて「その他」となっており、具体的な内容としては、厳しい財政事情のなか危険性の高い車両、稼働頻度の高いパトカーを優先して定期点検を行っているものの、すべての点検を実施することは困難であったとなっている。

なお、沖縄県警察車両等の管理に関する訓令に基づき、すべての車両の性能を最高度に保ち、いつでも出動できるよう、点検、整備等を適切に行っているとのことである。

表 39 定期点検を実施していない理由（警察本部等）

車両数	定期点検を実施していなかった車両 理由			
	令和 5 年度に購入（登録）し点検の必要がなかったため	予算要求をしておらず予算が不足していたため	必要だと認識していなかったため	その他
832	0	0	0	832

5 自家用車の部局別公務使用状況

自家用車の部局別公務使用状況は、表 40 のとおりである。

令和 5 年度に、公務使用自家用車として所属長に届けられた台数は、知事部局等で 8,034 台であり、使用延べ日数は 83,675 日、1 台あたり使用日数は 10.4 日である。

1 台あたり使用日数の多い部局等は、保健医療介護部（32.9 日）、教育庁（10.6 日）、病院事務局（10.2 日）の順となっている。

また、警察本部等においては、届出台数が 1,101 台、使用延べ日数は 3,199 日、1 台あたり使用日数は 2.9 日となっている。

表 40 自家用車の部局別公務使用状況（知事部局等）

	自家用車の公務使用届け			
	届出台数(a)	命令件数	使用延日数(b)	1 台あたり使用日数 (b)/(a)
知事公室	19	129	134	7.1
総務部	55	164	199	3.6
企画部	25	69	69	2.8
環境部	17	29	32	1.9
生活福祉部	111	389	468	4.2
こども未来部	62	168	221	3.6
保健医療介護部	281	1,984	9,234	32.9
農林水産部	312	2,130	2,603	8.3
商工労働部	78	522	535	6.9
文化観光スポーツ部	20	29	35	1.8
土木建築部	109	330	395	3.6
出納事務局	2	9	9	4.5
議会事務局	4	4	4	1.0
教育庁	300	3,094	3,175	10.6
県立学校	6,179	56,840	62,530	10.1
監査委員事務局	4	6	9	2.3
人事委員会事務局	12	69	75	6.3
労働委員会事務局	1	2	2	2.0
企業局	111	507	571	5.1
病院事業局	332	1,259	3,375	10.2
合計	8,034	67,733	83,675	10.4

令和 5 年度の知事部局等における自家用車を公務使用した部局別理由は、表 41 のとおりであった。

知事部局等において、自家用車を公務使用した理由（複数回答）で最も多かったのは、「通常利用できる交通機関が著しく不便で自家用車を使用した方が公務上効率的である」の 147 機関（30.4%）で、次に「その他」の 93 機関（19.2%）、次に「巡回業務又は用務先が多いため」の 81 機関（16.7%）の順であった。

また、「所属に公用車はあるが数が不足している」を理由としている機関も 80 機関（16.5%）あった。

なお、知事部局における自家用車の公務使用を承認できる場合には、職員が自家用車の公務使用に関する基準において、「職員が公用車を使用することが困難で、かつ、(1)災害その他緊急を要する場合、(2)巡回業務又は用務先が多い場合、(3)通常利用できる交通機関が著しく不便で自家用車を使用した方が公務上効率的な場合」で職員から自家用車を使用する申し出に基づき所属長が承認した場合とされている。

表 41 自家用車を公務使用した部局別理由（知事部局等）

	自家用車 の公務使 用を行った 課室等	自家用車を公務使用した理由					合計
		所属に公用車 はない	所属に公用車 はあるが数が 不足している	災害その他緊 急を要するた め	巡回業務又は 業務先が多い ため	通常利用できる交 通機関が遠く不 便で自家用車を 上乗せが必要で ない	
知事公室	3	1	0	0	0	2	4
総務部	10	3	1	0	0	6	16
企画部	5	1	1	0	1	3	9
環境部	6	0	1	0	0	2	7
生活福祉部	10	0	4	0	3	5	4
こども未来部	8	0	6	0	4	0	2
保健医療介護部	17	1	11	0	2	8	11
農林水産部	36	1	11	0	8	24	18
商工労働部	8	0	2	0	2	0	6
文化観光スポーツ部	5	0	3	0	4	1	4
土木建設部	13	3	0	0	0	7	6
出納事務局	1	0	0	0	1	0	0
議会事務局	3	0	1	0	0	0	3
教育庁	18	2	13	1	8	10	4
県立学校	84	57	19	2	44	62	11
監査委員事務局	1	1	0	0	0	1	0
人事委員会事務局	2	2	0	0	0	0	2
労働委員会事務局	1	1	0	0	0	1	0
企業局	9	1	0	1	0	6	4
病院事業局	7	0	7	0	4	5	3
合計	247	74	80	4	81	147	5
構成比 (%)	—	15.3	16.5	0.8	16.7	30.4	10.0

6 任意保険の加入状況

(1) 知事部局等

ア 任意保険料合計

知事部局等の任意保険料の合計は、表 42 のとおりである。
令和 5 年度の知事部局等における所有車両 678 台のうち任意保険料の支出がある車両は 663 台で、任意保険料の合計は、11,647,336 円となっている。

なお、任意保険料の支出がない 15 台の理由は、委託料（管理運行業務）に任意保険料が含まれているもの（6 台）、施設内で使用するもの（4 台）、公用車の取得直後等であるもの（3 台）、廃車予定であるもの（2 台）となっている。

表 42 任意保険料の合計（知事部局等）

種別	普通自動車		小型自動車		軽自動車		特殊の用途 (普通・小型)		合計	
	台数(a)	保険料(b)	台数(a)	保険料(b)	台数(a)	保険料(b)	台数(a)	保険料(b)	台数(a)	保険料(b)
知事部局等	256	5,735,276	241	3,296,570	119	1,305,920	47	1,309,570	663	11,647,336

イ 補償内容

知事部局等の任意保険の補償内容は、表 43 のとおりである。

知事部局等で任意保険料の支出がある 663 台及び委託料に任意保険料が含まれている 6 台の合計 669 台について、任意保険の補償内容を最高額ごとに集計すると、対人補償内容で最も多いのは「無制限」の 662 台、次に「2,000 万円まで」の 6 台となっている。

対物補償内容で最も多いのは、「無制限」の 544 台、次に多いのは「1,000 万円まで」の 64 台、「500 万円まで」の 34 台の順となっている。

車両保険内容で最も多いのは、「なし」の 512 台、次に多いのは「300 万円を超え 500 万円まで」の 56 台、「100 万円以下」の 45 台の順となっている。

表 43 補償内容（知事部局等）

補償内容(対人・対物)	対人補償	対物補償	補償内容(車両保険)	車両保険
無制限	662	544	無制限	1
2,000万円を超える	1	14	2,000万円を超える	17
2,000万円まで	6	2	1,000万円を超え 2,000万円以下	4
1,000万円まで	0	64	500万円を超え 1,000万円まで	4
500万円まで	0	34	100万円を超え 500万円まで	56
300万円まで	0	4	100万円を超え 300万円まで	30
100万円以下	0	6	100万円以下	45
なし	0	1	なし	512
合計	669	669	合計	669

ウ 1 台あたり保険料（種別、用途別）

知事部局等の自動車の種別、用途ごとの 1 台あたり保険料は、表 44 から表 47 のとおりである。

自動車の種別、用途ごとに 1 台あたり保険料を算出すると、普通自動車については、貨物が 25,700 円、乗用（11 人以上）が 17,405 円、乗用（10 人以下）が 22,601 円となっている。

表 44 1 台あたり保険料（普通自動車）

用途	貨物			乗用(11人以上)			乗用(10人以下)		
	台数(a)	保険料(b)	(b)/(a)	台数(a)	保険料(b)	(b)/(a)	台数(a)	保険料(b)	(b)/(a)
合計	39	1,002,297	25,700	33	574,360	17,405	184	4,158,619	22,601

小型自動車については、貨物が 15,505 円、乗用が 12,531 円となっている。

表 45 1 台あたり保険料（小型自動車）

用途	貨物			乗用		
	台数(a)	保険料(b)	(b)/(a)	台数(a)	保険料(b)	(b)/(a)
合計	93	1,442,008	15,505	148	1,854,562	12,531

軽自動車については、貨物が11,683円、乗用が10,478円となっている。

表 46 1 台あたり保険料（軽自動車）

用途	貨物		乗用	
	台数(a)	保険料(b)	台数(a)	保険料(b)
項目	(b)/(a)		(b)/(a)	
合計	49	572,480	11,683	70
				733,440
				10,478

特殊の用途に用いる普通及び小型自動車については、27,863円となっている。

表 47 1 台あたり保険料（特殊の用途）

項目	台数(a)	保険料(b)	(b)/(a)
合計	47	1,309,570	27,863

(2) 警察本部等

警察本部等の車両については、一般競争入札を行い一括して任意保険に加入している。令和5年度の任意保険料は、4,348,690円となっている。
(契約条件：対人補償2,000万円、対物補償300万円、車両保険なし)

7 燃料単価契約の状況

(1) 知事部局等

ア 年度当初の契約単価

知事部局等の燃料種類別、平均単価等は、表48のとおりである。
知事部局等における所有及び借上車両978台のうち電気自動車18台を除く960台における燃料単価契約の状況を集計した。レギュラーガソリンを使用している車両は837台で、年度当初における契約単価の平均（以下「平均単価」という。）は151.1円、最高値は194円、最安値は117.9円である。
ディーゼル（軽油）を使用している車両は119台で、平均単価は132.1円、最高値は162.1円、最安値は98円である。
ハイオクガソリンを使用している車両は4台で、平均単価は160.3円、最高値は163円、最安値は153円である。
なお、レギュラーガソリンの最高値がハイオクの最高値を上回っているのは、レギュラーガソリンには離島にある出先機関の単価契約が含まれているためである。

表 48 燃料種類別、平均単価等（知事部局等）

種類/台数	所有	借上	計	平均単価	最高	最安
レギュラー	552	285	837	151.1	194	117.9
ディーゼル	105	14	119	132.1	162.1	98
ハイオク	3	1	4	160.3	163	153
合計	660	300	960			

イ 契約単価の価格帯

燃料種類別、価格帯別台数は、表49のとおりである。
また、年度当初における契約単価の価格帯を見ると、レギュラーガソリンで最も多い価格帯は140円～150円未満の422台、ディーゼル（軽油）で最も多い価格帯は130円～140円未満の29台、ハイオクガソリンで最も多い価格帯は160円～170円未満の3台となっている。

表 49 燃料種類別、価格帯別台数（知事部局等）

種類/単価	単価契約なし	110円未満	110円～120円未満	120円～130円未満	130円～140円未満	140円～150円未満	150円～160円未満	160円～170円未満	170円以上	合計
レギュラー	9	0	4	2	10	422	274	80	36	837
ディーゼル	32	4	17	7	29	23	2	5	0	119
ハイオク	0	0	0	0	0	0	1	3	0	4
合計	41	4	21	9	39	445	277	88	36	960

(2) 警察本部等

ア 年度当初の契約単価

警察本部等の燃料種類別、平均単価等は、表50のとおりである。
警察本部等における所有及び借上車両1,027台における燃料単価契約の状況を集計した。レギュラーガソリンを使用している車両は879台で、平均単価は157.7円、最高値は170円、最安値は146円である。
ディーゼル（軽油）を使用している車両は89台で、平均単価は148.1円、最高値は150円、最安値は122円である。
ハイオクガソリンを使用している車両は59台で、平均単価は165.4円、最高値は180円、最安値は137円である。

表 50 燃料種類別、平均単価等（警察本部等）

種類/台数	所有	借上	計	平均単価	最高	最安
レギュラー	868	11	879	157.7	170	146
ディーゼル	86	3	89	148.1	150	122
ハイオク	59	0	59	165.4	180	137
合計	1,013	14	1,027			

イ 契約単価の価格帯

警察本部等の燃料種類別、価格帯別台数は、表 51 のとおりである。
レギュラーガソリンで最も多い価格帯は 160 円～170 円未満の 480 台、ディーゼル（軽油）で最も多い価格帯は 150 円～160 円未満の 70 台、ハイオクガソリンで最も多い価格帯は 170 円以上の 34 台となっている。

表 51 燃料種類別、価格帯別台数（警察本部等）

種類・単価	110円未満	110円～120円未満	120円～130円未満	130円～140円未満	140円～150円未満	150円～160円未満	160円～170円未満	170円以上	合計
単価契約なし									
レギュラー	0	0	0	0	125	254	480	20	879
ディーゼル	0	0	0	2	2	15	70	0	89
ハイオク	0	0	0	0	5	0	6	14	34
合計	0	0	0	2	7	140	330	494	54 1,027

8 安全運転管理の状況

(1) 安全運転管理者等の選任状況

道路交通法第 74 条の 3 及び同法施行規則第 9 条の 8 の規定により、自動車の使用者は、乗車定員 11 人以上の自動車 1 台以上又はその他の自動車 5 台以上の使用をしている場合は、その使用の本拠ごとに、安全運転管理者を選任し、選任した日から 15 日以内に、当該自動車の使用の本拠の位置を所轄する公安委員会に届けなければならない。また、自動車 20 台以上を使用している場合は、その使用の本拠ごとに、副安全運転管理者を選任し、同様に届けなければならないとされている。

知事部局等の安全運転管理者等の部局別選任状況は、表 52 のとおりである。
令和 6 年 3 月 31 日現在、知事部局等において、乗車定員 11 人以上の自動車を使用している課室等は 23 機関、その他の自動車で 5 台以上使用している課室等は 67 機関の合計 90 機関となるが、そのうちの 4 機関は両方に該当するため、安全運転管理者を選任する必要がある機関は 86 機関となる。

うち安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていないのは、同じく合計 10 機関から両方に該当する 1 機関を除いた 9 機関であり、手続が行われていない主な理由は、選任、届出の必要性を認識していなかったことである。

副安全運転管理者の選任及び届出の手続は該当する 5 機関すべてで行われている。

また、警察本部等においては、表 53 のとおりである。
乗車定員 11 人以上の自動車を使用している課室等 16 機関、その他の自動車で 5 台以上使用している課室等 37 機関の合計 53 機関から、両方に該当する 14 機関を除いた 39 機関すべてについて安全運転管理者等が選任されている。

表 52 安全運転管理者等の部局別選任状況（知事部局等）

乗車定員/台数 安全運転管理者/ 副安全運転管理者	11人以上/1台				その他/5台				合計				
	安全運転管理者		副安全運転管理者		安全運転管理者		副安全運転管理者		安全運転管理者		副安全運転管理者		
	課室等		課室等		課室等		課室等		課室等		課室等		
	選任済	未選任	選任済	未選任	選任済	未選任	選任済	未選任	選任済	未選任	選任済	未選任	
知事公室	1	1	0	0	0	1	1	0	0	2	2	0	0
総務部	0	0	0	0	0	3	2	1	0	3	2	1	0
企画部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活福祉部	0	0	0	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0
こども未来部	1	1	0	0	0	2	2	0	0	3	3	0	0
保健医療介護部	0	0	0	0	0	6	6	0	0	6	6	0	0
農林水産部	1	1	0	0	0	26	25	1	2	27	26	1	2
商工労働部	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0
文化観光スポーツ部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木建設部	0	0	0	0	0	10	7	3	3	10	7	3	3
出納事務局	1	1	0	0	0	1	1	0	0	2	2	0	0
議会事務局	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
教育庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県立学校	18	14	4	0	0	3	2	1	0	21	16	5	0
企業局	0	0	0	0	0	4	4	0	0	4	4	0	0
病院事業局	0	0	0	0	0	6	6	0	0	6	6	0	0
合計	23	19	4	0	0	67	61	6	5	90	80	10	5

表 53 安全運転管理者等の選任状況（警察本部等）

乗車定員/台数 安全運転管理者/ 副安全運転管理者 警察本部等	11人以上/1台				その他/5台				合計				
	安全運転管理者		副安全運転管理者		安全運転管理者		副安全運転管理者		安全運転管理者		副安全運転管理者		
	課室等		課室等		課室等		課室等		課室等		課室等		
	選任済	未選任	選任済	未選任	選任済	未選任	選任済	未選任	選任済	未選任	選任済	未選任	
	16	16	0	1	0	37	37	0	19	0	53	0	20

(2) 安全運転管理者の届出に要した日数等

知事部局等における、安全運転管理者を選任した日から公安委員会へ届けるまでに要した日数等については、表 54 のとおりである。

令和 5 年度において、安全運転管理者の選任、届出が必要な課室等 86 機関について、15 日以内に届け出た機関は 17 機関で、要した日数の平均日数は 116.9 日であり、要した日数が最長 968 日である病院事業局の 1 機関は、令和 3 年度から届出を行っていないかった。

また、安全運転管理者等が受講すべき講習について、6 機関が受講していないかった。

表 54 安全運転管理者の届出までに要した日数等（知事部局等）

安全運転管理者の選任が必要							
課 室 等	未選任	選任	15日以内 に届出	選任から届出までの日数			講習を受講して いない課室等
				平均	最長	最短	
知事公室	1	0	1	0	20.0	20	0
総務部	3	1	2	1	133.5	261	6
企画部	0	0	0	—	—	—	—
環境部	0	0	0	—	—	—	—
生活福祉部	3	0	3	1	71.0	144	15
こども未来部	3	0	3	0	217.0	350	45
保健医療介護部	6	0	6	0	83.8	158	32
農林水産部	26	1	25	4	127.3	677	4
商工労働部	2	0	2	0	83.5	98	69
文化観光スポーツ部	0	0	0	—	—	—	—
土木建築部	10	3	7	1	140.1	308	15
出納事務局	1	0	1	0	46.0	46	46
議会事務局	1	0	1	1	6.0	6	6
教育庁	0	0	0	—	—	—	—
県立学校	20	4	16	6	79.4	314	1
企業局	4	0	4	1	28.0	41	13
病院事業局	6	0	6	2	263.5	968	0
合計	86	9	77	17	116.9	—	—

知事部局等における、届出が遅れた理由等については、表 55 のとおりである。
選任から届出までの日数が 15 日を超えている理由について見ると最も多いのは、「業務多忙により対応ができなかったため」の 39 機関、次に「その他」の 13 機関となっている。

「その他」の理由で最も多いのは、届出に必要な書類の準備等に時間を要したためである。

また、講習を受講していない理由で最も多いのは「その他」の 3 機関であり、3 機関すべてが安全運転管理者を選任していない機関である。

表 55 届出が遅れた理由等（知事部局等）

選任から届出までの日数が15日を超えている				講習を受講していない	
課室等数	理由			課室等数	理由
	業務多忙により 対応ができな かったため	選任が必要と知 らなかつたため	その他		
60	39	8	13	6	2
					1
					3

警察本部等における、公安委員会へ届け出るまでに要した日数等については、表 56 のとおりである。

安全運転管理者の選任、届出が必要な 39 機関のうち、15 日以内に届け出た機関は 2 機関で、要した日数の平均日数は 72.6 日である。

また、安全運転管理者が受講すべき講習については、すべての機関が受講している。

表 56 届出までに要した日数等（警察本部等）

安全運転管理者の選任が必要							
課 室 等	未選任	選任	15日以内 に届出	選任から届出までの日数			講習を受講して いない課室等
				平均	最長	最短	
警察本部等	39	0	39	2	72.6	276	14
							0

警察本部等における、届出が遅れた理由等については、表 57 のとおりである。
選任から届出までの日数が 15 日を超えている理由について見ると最も多いのは、「その他」の 27 機関、次に「業務多忙により対応ができなかったため」の 10 機関となっている。

「その他」の理由で最も多いものは、警察本部 24 機関において、安全運転管理者等の変更があった全所属を一括して申請しており、必要書類の取りまとめ、記載内容の確認等に時間を要したためとのことである。

表 57 届出が遅れた理由等（警察本部等）

選任から届出までの日数が15日を超えている				講習を受講していない			
機関数	理由			機関数	理由	その他	理由
	業務多忙により 対応ができな かったため	選任が必要と知 らなかつたため	その他				
37	10	0	27	0	0	0	0

(3) 運行前点検等の部局別実施状況

自動車を所有及び借上げている知事部局等の 210 機関において、運転者による運行前点検（沖縄県自動車等管理規程第 5 条）、車両管理者による運転者の心身の健康状態の把握（同第 4 条）の部局別実施状況は、表 58 のとおりである。

運転者による運行前点検については、209 機関が実施し、1 機関が実施していない。また車両管理者による運転者の心身の健康状態の把握は、188 機関は実施しており、22 機関が実施していなかった。

警察本部等については、沖縄県警察車両等の管理に関する訓令に基づく点検、運転者の健康状態の把握を実施している。

表 58 運行前点検等の部局別実施状況（知事部局等）

項目	運行前点検の実施		運転者の健康状態の把握	
	有	無	有	無
知事公室	6	0	6	0
総務部	11	0	11	9
企画部	6	0	6	4
環境部	6	0	6	6
生活福祉部	11	0	11	10
こども未来部	7	1	8	7
保健医療介護部	18	0	18	16
農林水産部	43	0	43	40
商工労働部	12	0	12	9
文化観光スポーツ部	8	0	8	0
土木建設部	20	0	20	13
出納事務局	1	0	1	1
議会事務局	1	0	1	0
教育庁	20	0	20	19
県立学校	24	0	24	24
企業局	8	0	8	8
病院事業局	7	0	7	7
合計	209	1	210	188

(4) 事故件数及び事故防止への取組状況

ア 事故件数

過去３年間の部局別事故件数、修繕費は、表 59 のとおりである。
令和３年度から令和５年度までの３年間ににおける知事部局等の事故件数は、公用車によるものが 200 件、公務使用自家用車によるものが２件、公用車の修繕費は 6,107,445 円である。

また警察本部等については、３年間の事故件数は、公用車によるものが 436 件、公用車の修繕費は 11,460,217 円である。

表 59 過去３年間（R3-R5）の部局別事故件数、修繕費

年度	R3事故件数			R4事故件数			R5事故件数			合計		
	公用車	自家用車	修繕費(円)	公用車	自家用車	修繕費(円)	公用車	自家用車	修繕費(円)	公用車	自家用車	修繕費(円)
知事公室	0	0	0	0	0	0	1	0	162,900	1	0	162,900
総務部	1	0	0	5	0	0	3	0	62,718	9	0	62,718
企画部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境部	1	0	152,856	1	0	199,900	0	0	0	2	0	352,756
生活福祉部	1	0	32,000	2	0	79,819	4	0	120,259	7	0	232,078
子ども未来部	4	0	42,515	2	0	125,719	8	0	249,866	14	0	418,100
保健医療介護部	7	0	357,055	10	0	483,858	7	0	347,240	24	0	1,188,153
農林水産部	10	0	422,048	13	0	473,110	17	1	855,888	40	1	1,751,046
商工労働部	2	0	0	3	0	352,291	3	0	0	8	0	352,291
文化観光スポーツ部	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0
土木建設部	11	0	267,030	16	0	231,352	16	0	0	43	0	498,382
出納事務局	1	0	94,248	5	0	214,500	1	0	11,000	7	0	319,748
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育庁	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
県立学校	0	0	0	1	0	208,000	5	1	20,240	6	1	228,240
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業局	1	0	83,592	3	0	282,365	3	0	152,086	7	0	518,043
病院事業局	5	0	0	10	0	22,990	14	0	0	29	0	22,990
合計(知事部局等)	44	0	1,451,344	74	0	2,673,904	82	2	1,982,197	200	2	6,107,445
警察本部等	131	0	3,251,549	131	0	4,449,107	174	0	3,759,561	436	0	11,460,217

イ 事故防止への取組状況

① 知事部局等

事故防止への部局別取組状況は、表 60 のとおりである。

過去３年間（R3-R5）に３件以上の事故があった知事部局等の機関は 20 機関である。また 20 機関における事故件数の合計は 115 件であり、内訳は対物事故が 25 件、自損事故が 90 件となっている。

20 機関における事故防止の取組状況（複数回答）を見ると、「交通安全の法令・知識等に関する研修を年１回以上実施している」としているのが５機関、「所属長による安全運転に関する訓示等を年１回以上行っている」が６機関、「運転免許証の有効期限を定期的に確認している」が３機関、「その他」が１１機関、「特になし」としているのが２機関である。

表 60 事故防止への部局別取組状況（知事部局等）

	機関数	事故の概要				事故防止の取組			
		R3-R5 事故件数	対人	対物	自損	研修	所属長 訓示	免許証 確認	その他 特になし
総務部	2	7	0	4	3	0	1	0	1
生活福祉部	1	4	0	1	3	1	0	0	0
こども未来部	1	7	0	4	3	0	1	0	1
保健医療介護部	5	16	0	2	14	2	1	0	3
農林水産部	4	20	0	4	16	1	2	1	1
土木建設部	5	32	0	8	24	0	0	0	4
企業局	1	3	0	0	3	0	0	1	1
病院事業局	1	26	0	2	24	1	1	1	0
合計	20	115	0	25	90	5	6	3	11

② 警察本部等

警察本部等の過去３年間の事故件数上位３機関の事故防止への取組状況（複数回答）は、表 61 のとおりである。

過去３年間の事故件数上位３機関の合計は、151 件であり、事故の内訳は、対人事故が２件、対物事故が 94 件、自損事故が 55 件となっている。

３機関における事故防止の取組状況を見ると、「交通安全の法令・知識等に関する研修を年１回以上実施している」としているのが２機関、「所属長による安全運転に関する訓示等を年１回以上行っている」が３機関、「運転免許証の有効期限を定期的に確認している」が２機関、「その他」が２機関である。

また、「その他」の取組として、交通事故の第一当事者となった職員をはじめ全職員に対する運転技能訓練を定期的に行っている、各課長等の会議を実施しているとのことである。

表 61 事故防止への取組状況（警察本部等）

	機関数	事故の概要				事故防止の取組み			
		R3-R5 事故件数	対人	対物	自損	研修	所属長 訓示	免許証 確認	その他 特になし
警察本部等	3	151	2	94	55	2	3	2	0

(5) 事故発生時の対応

行政執行の迅速化及び議会審議の効率化等を図る観点から、平成 23 年第 8 回沖縄県議会において、法律上県の義務に属する損害賠償の額が 1 件 300 万円を超えない交通事故に関する和解及び損害賠償の額の決定に関しては、地方自治法第 180 条第 1 項に基づき、知事において専決処分ができる事項に指定されている。

また、専決処分を行った場合、同条第 2 項の規定により、議会に報告する必要がある。

知事部局等における議会への部局別報告状況等は、表 62 のとおりである。

過去 3 年間に 3 件以上の事故があった知事部局等の 20 機関においては、過去 3 年間の事故件数 115 件のうち、交通事故に関する和解等に係る専決処分を行ったのは 9 件で、すべて議会へ報告されていた。

また、本来は任意保険の対象であるにもかかわらず、事故発生後に適切な処理を行わなかったため公費で修繕料を支払ったものが 6 件あり、支払った修繕料は合計で 484,951 円であった。

表 62 議会への部局別報告状況等（知事部局等）

	機関数	議会への報告			任意保険の対象であるが 公費で支払った修繕料	
		R3-R5 事故件数	報告が必 要な件数	報告した 件数	件数	金額
総務部	2	7	1	1	2	242,041
生活福祉部	1	4	1	1	0	0
こども未来部	1	7	1	1	0	0
保健医療介護部	5	16	2	2	4	242,910
農林水産部	4	20	2	2	0	0
土木建築部	5	32	2	2	0	0
企業局	1	3	0	0	0	0
病院事業局	1	26	0	0	0	0
合計	20	115	9	9	6	484,951

警察本部等における議会への報告状況等は、表 63 のとおりである。
警察本部等における過去 3 年間の事故件数上位 3 機関についても、交通事故に関する和解等に係る専決処分を行った 23 件すべてが議会へ報告されていた。

表 63 議会への報告状況等（警察本部等）

	機関数	議会への報告			任意保険の対象であるが 公費で支払った修繕料	
		R3-R5 事故件数	報告が必 要な件数	報告した 件数	件数	金額
警察本部等	3	151	23	23	0	0

第 3 監査の結果及び所見

本年度の行政監査においては、県の全機関を対象として、公用車の管理、使用状況及び安全対策は適切か、事故発生時の対応は適切か等について監査を実施した。

監査の結果、おおむね適切に管理、使用等がなされていることが認められたが、一部において改善を要する事項があった。

今後とも、公用車の適切な管理、使用等に努めるとともに、安全対策をより一層徹底することができるよう、次の点に留意して改善に努めていただきたい。

1 公用車の効率的な使用について

所有車両 1,691 台（知事部局等 678 台、警察本部等 1,013 台）の 1 台あたり平均稼働率は、知事部局等 55.6%、警察本部等 61.9%であった。

稼働率が 20%未満の所有車両は知事部局等 76 台、警察本部等 144 台、計 220 台であった。稼働率が低い理由として、主なものは消防車、救急車及び運搬車両等の「特殊用途」であるが、その他、老朽化に伴うターボエンジン、エアコン、バッテリー等の故障、廃車予定もあった。

老朽化が進んだ所有車両については、安全かつ円滑に利用ができるよう修繕を適切に行うほか、計画的な更新等に努めていただきたい。

廃車の際は、自賠責保険及び任意保険の保険料の返戻並びに自動車重量税の還付対象となることもあるため、廃車手続を適切な時期に行うよう努めていただきたい。

なお、現行の各課個別での公用車管理が、各車両の稼働状況に差が生じる要因でもあることから、知事部局においては、公用車の効率的な運用等を図るため、総務部行政管理局が公用車の集中管理（システムを導入し、予約・配車・関連業務を一括管理）に取り組むこととし、協力を得られた公用車 21 台について、令和 6 年 7 月から試験運用を始めている。

公用車の適正配置、稼働率の向上が図られるよう、引き続き取り組みを進めていただきたい。

2 安全運転管理について

(1) 公用車の点検及び整備等について

道路運送車両法第 48 条の規定に基づく定期点検整備について、「予算要求を行っているなかった」、「必要だと認識していなかった」等の理由により、定期点検の対象となる公用車 2,005 台のうち、963 台が未実施であった。

定期点検整備の実施は、法令上の義務であり、事故を防止し、車両を良好な状態で使用するために必要である。

公用車を所有する機関においては、法定点検整備の対象車両及び実施時期の把握と予算措置の徹底により、適切に対応していただきたい。

また、同法第 50 条と第 52 条において、一定台数以上のバス、大型トラック等を使用する自動車の使用者は、整備管理者を選任し、選任した日から 15 日以内に、届け出なければならないとされている。

整備管理者の選任等が必要である機関においては、人事異動時における事務引継書への当該事務に関する記載の徹底や、統一的なマニュアルの作成を行う等により、適切に対応していただきたい。

(2) 安全運転管理者等の選任及び届出について

道路交通法第74条の3において、自動車の使用者は、内閣府令で定める台数以上を使用している場合、安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任し、選任した日から15日以内に管轄の公安委員会へ届出を行うこととされている。

令和6年3月31日現在における安全運転管理者について、対象125機関中9機関が未選任であった。

また、安全運転管理者選任の届出について、選任の日から15日以内に行っていたのは19機関にとどまっている。

安全運転管理者の選任等が必要となる機関においては、人事異動時における事務引継書への当該事務に関する記載の徹底や、統一的なマニュアルの作成を行う等により、適切に対応していただきたい。

(3) 公用車の運行前点検等について

沖縄県自動車等管理規程では、管理自動車及び専用車の運転者にあつては運転前点検カードにより、その他の自動車にあつては自動車等運行管理簿により、運行前点検を行うものとされている。

沖縄県企業局自動車等管理規程では、運転者は自動車等の使用開始前において、始業点検表により当該自動車等を点検することとされている。

沖縄県警察車両等の管理に関する訓令では、車両の使用者は、道路運送車両法第47条の2に規定する日常点検整備を確実に行うこととされている。

上記の規程等に基づく運行前点検等について、公用車を所有及び借上げている258機関のほぼすべてにおいて適切な点検が行われていた。

なお、病院事業局においては、自動車等管理規程は制定されておらず、事故の未然防止の観点等から、早急に制定する必要がある。

また、沖縄県自動車等管理規程等により、車両管理者等は、自動車等の使用に当たっては、運転者の心身の健康状態を適確に把握し、適切な指示を与えること等が必要とされているが、258機関中22機関において、運転者の健康状態の把握がされていないかった。

運転者（使用者）及び車両管理者等は、法令等に沿って適切に対応していただきたい。

3 事故防止への取組み、事故発生時の対応について

令和3年度から令和5年度までの3年間に638件（公務使用自家用車2件を含む）の交通事故が発生している。各所属においては、安全運転講習会の開催や所属長による訓示など、事故防止の取組を行っているところであるが、今後も、発生した事故事例を共有するなど、事故防止への取組みを強化していただきたい。

知事部局における事故発生時の対応は、「公用車による交通事故処理の手引」（平成

17年12月物品管理課作成）、「公用車による交通事故処理の手引き（集中管理車両使用時の処理）」（令和6年6月行政管理課作成）に基づき行われるが、物品管理課管理車両及び集中管理車両以外については、このような手引きがほとんど作成されていないことから、これらを対象とした統一的な手引きの作成を検討していただきたい。

また、交通事故に関する和解等に係る専決処分の議会への報告について、報告漏れが生じないよう関係事務の取扱いに引き続き細心の注意を払っていただきたい。

1 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号)

(安全運転管理者等)

第 74 条の 3 自動車の使用者 (道路運送法の規定による自動車運送事業者 (貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第 83 号) の規定による貨物軽自動車運送事業を営業者を除く。以下同じ。)、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者及び道路運送法第 79 条の規定による登録を受けた者を除く。以下この条において同じ。)) は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。

4 自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、内閣府令で定める台数以上の自動車を使用する本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、内閣府令で定めるところにより、副安全運転管理者を選任しなければならない。

5 自動車の使用者は、安全運転管理者又は副安全運転管理者 (以下「安全運転管理者等」という。)) を選任したときは、選任した日から 15 日以内に、内閣府令で定める事項を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

2 道路交通法施行規則 (昭和 35 年総理府令第 60 号)

(安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数)

第 9 条の 8 法第 74 条の 3 第 1 項の内閣府令で定める台数は、乗車員が 11 人以上の自動車にあつては 1 台、その他の自動車にあつては 5 台とする。

2 法第 74 条の 3 第 4 項の内閣府令で定める台数は、20 台とする。

3 前 2 項及び第 9 条の 11 の台数を計算する場合においては、大型自動二輪車 1 台又は普通自動二輪車 1 台は、それぞれ 0.5 台として計算するものとする。

3 道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号)

(定義)

第 2 条 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

(自動車の種別)

第 3 条 この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種別及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

(定期点検整備)

第 48 条 自動車 (小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第 1 項及び第 54 条第 4 項において同じ。)) の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲

げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

(1) 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量 8 トン以上の家用自動車その他の国土交通省令で定める家用自動車 3 月

(2) 道路運送法第 78 条第 2 号に規定する家用有償旅客運送の用に供する家用自動車 (国土交通省令で定めるものを除く。)、同法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す家用自動車その他の国土交通省令で定める家用自動車 (前号に掲げる家用自動車を除く。)) 6 月

(3) 前 2 号に掲げる自動車以外の自動車 1 年 (整備管理者)

第 50 条 自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量 8 トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であつて国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

2 前項の規定により整備管理者を選任しなければならない者 (以下「大型自動車使用者等」という。)) は、整備管理者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えなければならない。

(選任届)

第 52 条 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から 15 日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。

(継続検査)

第 62 条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証に有効期間を記録して、これを当該自動車の使用者に返付し、当該自動車が保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車検査証を当該自動車の使用者に返付しないものとする。

3 第 59 条第 3 項の規定は、継続検査について準用する。

4 次条第 2 項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、継続検査を受けることができない。

5 自動車の使用者は、継続検査を申請しようとする場合において、第 67 条第 1 項の規定による自動車検査証の変更記録の申請をすべき事由があるときは、あらかじめ、その申請をしなければならない。

運 行 前 点 検 カ ー ド

- 1 運転者は1日1回運行開始前に下記の箇所を点検すること。
- 2 運行不能（異状箇所も含む）と認めたときは、管理者（整備管理者が設置されている場合は、整備管理者を経て）に報告し、指示を受けること。

運 行 前 点 検	1 ブレーキ	2 タイヤ	※2 冷却水の量が十分であること。	点滅具合が不良でなく、かつ汚れ及び損傷がないこと。	水がないこと。
	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であり、かつ、片ぎきがないこと。	1 タイヤの空気圧が適当であること。	※3 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。	6 後写鏡及び反射鏡	2 空気圧力が適当であること。
	2 ブレーキの液量が十分であること。	2 亀裂及び損傷がないこと。	※4 エンジンオイルの量が適当であること。	写影が不良でないこと。	9 その他
	3 空気圧力の上り具合が不良でないこと。	3 異状な摩耗がないこと。	4 燃料装置	7 反射器及び自動車登録番号標又は車両番号標	1 ドアロック・シートベルトの装置
	4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。	4 金属片、石その他の異物がないこと。	※ 燃料の量が十分あるか。	汚れ及び損傷がないこと。	2 検査証・保険証
	5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。	※5 溝の深さが十分であること。	5 灯火装置及び方向指示器	8 エア・タンク	3 定期点検整備記録簿
		3 原動機		1 エア・タンクに凝	4 その他 前日の異状箇所 に異状がないか。
		※1 ラジエータ等からの水漏れがないこと。			

（注）※印の点検は、80キロメートル毎時以上で走行することが可能な道路を走行する予定がない場合には、行わなくてもよい。

点検終了（ 年 月分）																	
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
確認者																	
日	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
確認者																	

4 沖縄県自動車等管理規程

（車両管理者の職務）

第4条 車両管理者は、自動車等を運転する者（以下「運転者」という。）に対し運転に必要な知識及び整備の技術の研修の機会を与えその向上に努めなければならない。

2 車両管理者は、自動車等の使用に当たっては、運転者の心身の健康状態を適確に把握し、適切な指示を与え、又は安全運転の確保を図らなければならない。

3 車両管理者は、所属職員をして自動車等及びその鍵を定められた場所に確実に保管させなければならない。

4 車両管理者は、自動車等の安全かつ効率的運用を図るため、運行、整備状況等について常に留意しなければならない。

5 車両管理者は、自動車等について道路運送車両法第48条及び第58条に規定する点検整備等を行ないその結果を車両管理カード（第1号様式）に記入しなければならない。

（運転者の職務）

第5条 運転者は、職務の遂行に当たっては、自動車等の運転及び整備に関する関係法令等を守り、かつ、車両管理者並びに第7条に規定する安全運転管理者及び整備管理者の職務上の命令及び指示に従い、安全運転に努めなければならない。

2 運転者は、自動車等の安全保管に留意し、使用中以外は、定められた場所に保管し、用務の都合その他特別の事情により定められた場所に保管できないときは、車両管理者にその理由を申し出て、その指示を受けなければならない。

3 運転者は、その運行（1日に2回以上の運行がある場合は、最初の運行）の開始前において自動車等の点検（以下「運行前点検」という。）を行うほか、常に点検整備に留意し、故障を発見したときは、直ちに車両管理者（整備管理者が設置されている場合は、整備管理者を経て）に報告しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置をとることも事後速やかに報告しなければならない。

4 運行前点検は、管理自動車及び専用車の運転者にとっては運行前点検カード（第2号様式）により、その他の自動車等の運転者にとっては自動車等運行管理簿（第3号様式）により行うものとする。

— 39 —

(注) (1) ※印の点検は、80キロメートル毎時以上で走行することが可能な道路を走行する予定がない場合は、行わなくてもよい。
(2) 運行前点検終了後、の印を表示すること。

— 3 —

[illegible]

※ 車両ごとの自動車等運行管理簿である。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--